

令和6年8月20日 時点

第3次 二宮町 障がい者福祉計画

【令和7(2025)年度～令和11(2029)年度】

【素案】

令和7年3月
二宮町

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の対象	3
5. 計画の策定体制	4
第2章 二宮町における状況	5
1. 統計データからみた二宮町のすがた	5
2. アンケート調査からみた二宮町のすがた	15
第3章 計画の基本的な考え方	28
1. 基本理念	28
2. 基本目標	29
3. 施策の体系	30
第4章 施策の展開	32
基本目標1 お互いに尊重し合い、安心・安全な暮らしができるまちづくり	32
基本目標2 住み慣れた地域で、心豊かで快適に生活できるまちづくり	36
基本目標3 自分らしく学び、働き、社会に参加できるまちづくり	42
第5章 計画の推進体制	46
1. 計画の推進	46
2. 計画の進行管理	46
第7章 資料編	47
1. 二宮町障がい者福祉計画策定検討会 設置要綱	47
2. 二宮町障がい者福祉計画策定検討会 委員名簿	47

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

「障害者白書（令和6年度版）」によると、現在の日本における障がいのある人の概数は、身体障がい者が436万人、知的障がい者が109万4千人、精神障がい者が614万8千人とされています。複数の障がいを併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ9.2%が何らかの障がいを有していることとなります。

近年における本町の各障害者手帳所持者の総数は、令和3年度、令和4年度と微増していましたが、令和5年度では減少に転じており、令和5年度末の障がいのある人は1,374人（重複あり）と、総人口に占める割合は5.0%で、国の平均を下回っています。障害者手帳所持者の総数は増加していないものの、障がい福祉サービスや指定難病の医療費の受給者は増加しており、複雑化・多様化する障がい福祉に対するニーズへの適切な対応が求められています。

このような状況の中、近年、国では多方面にわたって障がいのある人に関する法律や制度改正を行っています。令和3年度では「障害者差別解消法」が改正、令和4年度では「児童福祉法」及び「障害者総合支援法」で一部改正が行われるとともに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。さらに、令和5年度においては、『第5次障害者基本計画』が見直し策定されました。

本町では、平成26年度に策定した『（第2次）二宮町障がい者福祉計画（平成27年度～令和6年度）』及び令和5年度に策定した『第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）』に沿って、障がいのある人を支援するための施策を行っています。こうした中、『（第2次）二宮町障がい者福祉計画』の計画期間が終了となることから、国の動向、社会情勢の変化、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、これまでの計画を見直すこととなりました。本町の障がい者施策の基本指針として、総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向けて、各種施策の方向性を明らかにし、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間とする新たな『第3次二宮町障がい者福祉計画』を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法 第11条第3項で定められている市町村障害者計画であり、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画です。

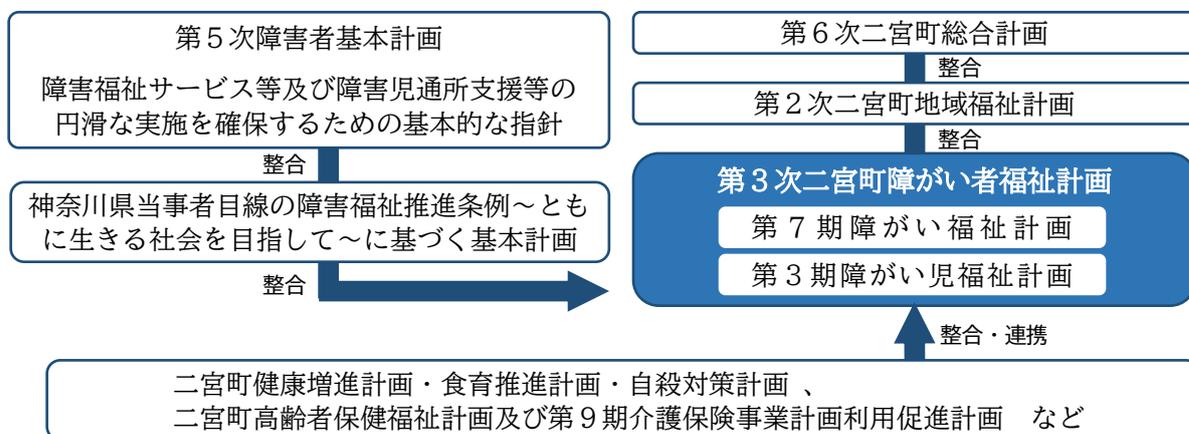
一方、令和5年度に策定した『第7期障がい福祉計画』は、障害者総合支援法 第88条第1項に基づく、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画で、『第3期障がい児福祉計画』は、児童福祉法 第33条の20第1項に基づく、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画です。ともに、国や県の指針・方向性に沿った内容とし、障がい福祉サービスや障害児通所支援、障害児相談支援に関する具体的な数値目標を設けています。また、本計画の生活支援に関する事項の実施計画に値する役割も有しています。

【計画の性格】

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	第3次二宮町障がい者福祉計画	第7期障がい福祉計画	第3期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
位置付け	障がいがある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害者総合支援法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画
計画期間	5年間	3年間	3年間
	令和7年度～令和11年度 (自治体によって異なるが、概ね3年～10年程度)	令和6年度～令和8年度 (平成18年度より、3年を1期として策定)	令和6年度～令和8年度 (平成30年度より、3年を1期として策定)

本計画は、国の『第5次障害者基本計画』や『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』、県の『神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画』との整合がとられているとともに、町の最上位計画である『第6次二宮町総合計画』や福祉分野の上位計画である『第2次二宮町地域福祉計画』、その他関連計画とも整合・連携が図られています。

【第3次二宮町障がい者福祉計画の位置づけ】



3. 計画の期間

今回、見直し策定する「第3次二宮町障がい者福祉計画」の計画期間は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。ただし、計画期間内に、障がいのある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は、その都度、計画を見直すこととします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(第2次)二宮町障がい者福祉計画 (平成27年度～令和6年度)				第3次二宮町障がい者福祉計画 (令和7年度～令和11年度)				
第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)		第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画 (令和9年度～令和11年度)			

4. 計画の対象

『第3次二宮町障がい者福祉計画』の対象となる“障がいのある人”とは、「障害者基本法」に規定された“身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるもの及び難病患者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの”とします。

また、『第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画』の各サービスの対象となる“障がいのある人”とは、「障害者総合支援法」に規定された

- ① 「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
- ② 「知的障害者福祉法」にいう障害者のうち18歳以上である者
- ③ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
- ④ 治療方法が確立していない疾病その他特殊であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいいます。

また、“障がいのある子ども”とは、「児童福祉法」第4条第2項に規定する障害児をいいます。

5. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

障がいのある人の現状を分析・整理し、計画策定に資する基礎資料として把握するとともに、障がいのある人の意見を計画に反映することを目的に、実態調査を実施しました。(アンケート結果は16～27ページ参照)

(2) 障がい者福祉計画策定検討会による協議

計画の見直しに際しては、町民の意見が反映されるよう、行政内部だけではなく、学識経験者、障がい者団体、福祉関係者、町民代表（公募）の参画を得て、二宮町障がい者福祉計画策定検討会を設置して協議を行っています。

	開催日	協議事項
第1回	令和6年7月12日	計画策定スケジュール、町民意識調査アンケート結果及び統計データからみる二宮町について、計画策定の骨子について
第2回	令和6年8月27日	計画素案の検討
第3回	令和6年11月●日	パブリックコメント前の計画素案の検討
第4回	令和7年●月●日	パブリックコメントを反映させた計画（案）の承認

(3) パブリックコメントの実施

町民の考えを本計画に反映するため、素案を公表して広く町民等からの意見を募集しました。

【パブリックコメントの実施期間と方法】

素案の公表方法：二宮町ホームページ、福祉保険課窓口

意見の提出方法：書面の提出、郵便、ファックス、電子メール

意見の募集期間：令和7年●月●日（●）～ 令和7年●月●日（●）

意見の件数：●件

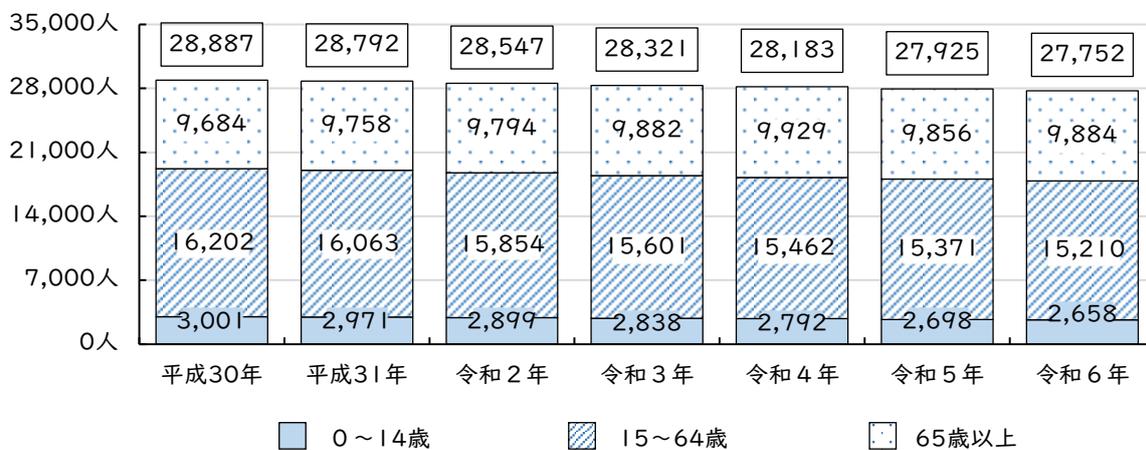
第2章 二宮町における状況

1. 統計データからみた二宮町のすがた

(1) 人口について

◆ 総人口・年齢3区分別人口

令和6年の総人口は27,752人で、年齢3区分別の内訳は「0～14歳」が2,658人、「15～64歳」が15,210人、「65歳以上」が9,884人となっています。平成30年以降の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、6年間で1,135人減少しています。また、年齢3区分別では「0～14歳」と「15～64歳」は減少傾向で、令和4年まで増加していた「65歳以上」も令和5年では減少に転じて、令和6年ではほぼ横ばいとなっています。



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

◆ 高齢化率の比較

令和6年の二宮町の高齢化率は35.62%で、神奈川県や全国よりも高い水準となっています。平成30年以降の推移をみると、いずれも高齢化率は上昇傾向にあり、その上昇幅は二宮町が最も大きく、6年間で2.10ポイントの上昇となっています。（神奈川県は1.00ポイント、全国は1.53ポイントの上昇）

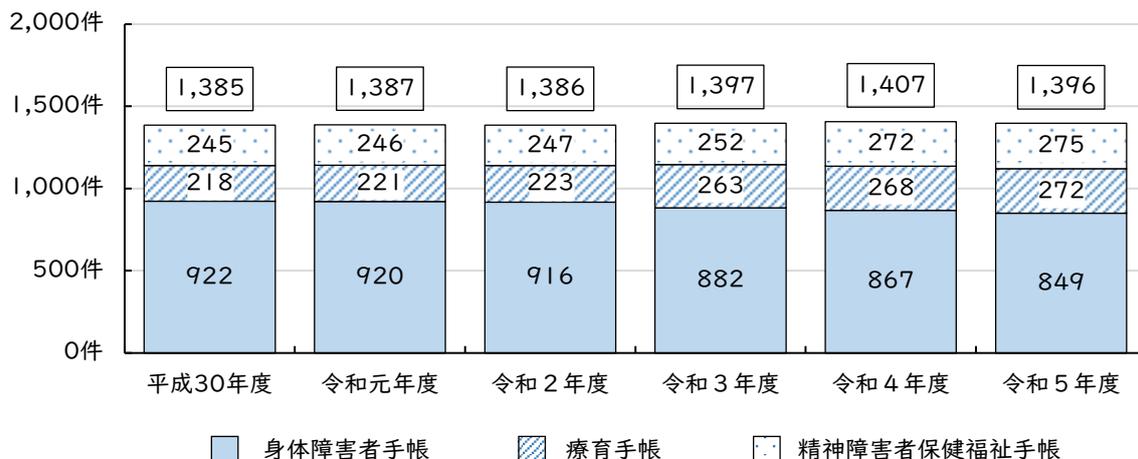


資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

(2) 障害者手帳所持者について

◆ 障害者手帳の交付件数

令和5年度の障害者手帳の交付件数は1,374件で、手帳の種類別の内訳は「身体障害者手帳」が849件、「療育手帳」が272件、「精神障害者保健福祉手帳」が275件となっています。平成30年度以降の推移をみると、令和3年度、令和4年度と増加していた障害者手帳の交付件数は令和5年度に減少に転じています。手帳の種類別では「身体障害者手帳」が減少傾向であるのに対し、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向にあります。

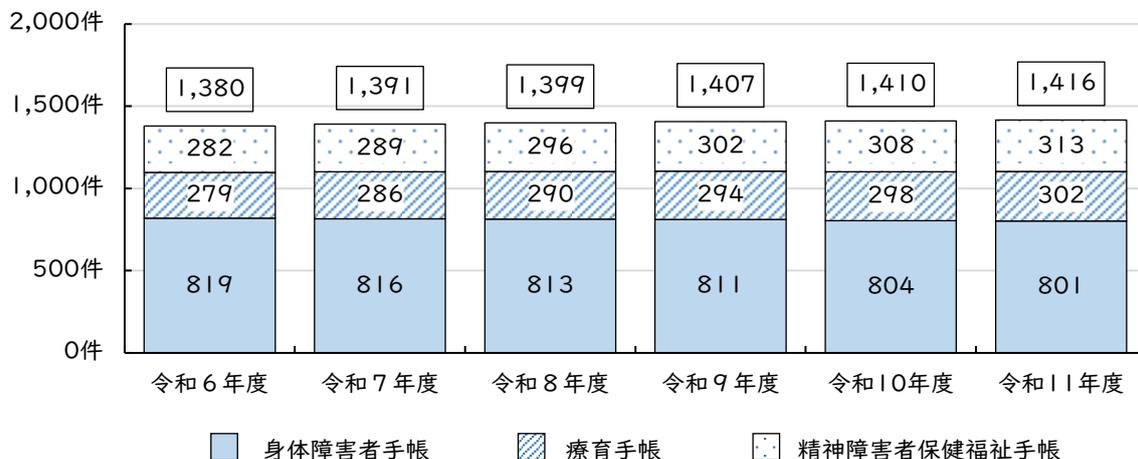


資料：「手帳交付状況（各年度3月31日時点）」

◆ 障害者手帳の交付件数の将来推計

令和元年度から令和5年度の性別・各歳別人口のコーホート変化率を用いて人口推計を行い、当該期間の年齢3区分別の各障害者手帳の出現率の伸び率等を勘案して、計画期間中の障害者手帳の交付件数を推計すると以下のとおりになります。

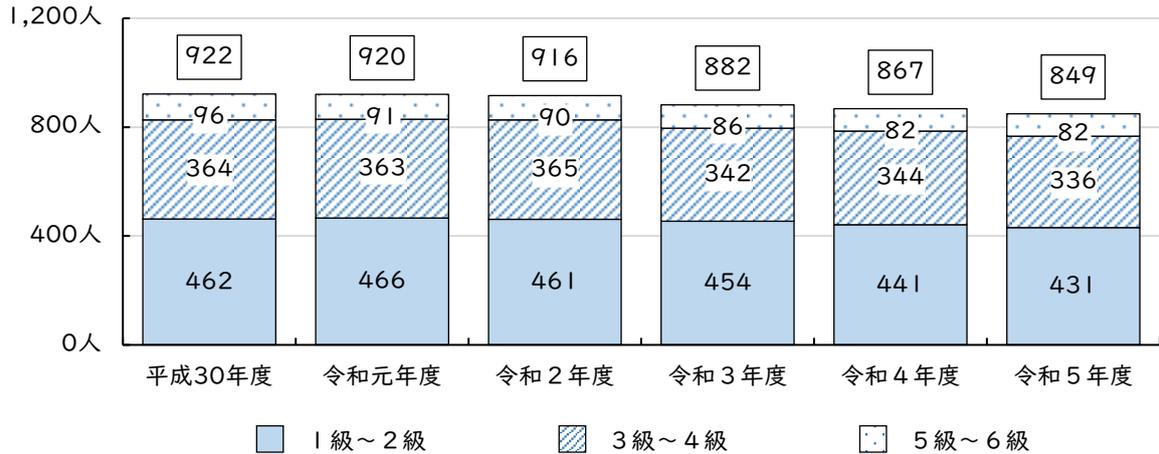
町の総人口の減少していく中、「身体障害者手帳」は減少傾向、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向にあり、手帳所持者の総数は微増傾向で推移していくと推測されます。



資料：福祉保険課による推計

◆ 等級別身体障害者手帳所持者数

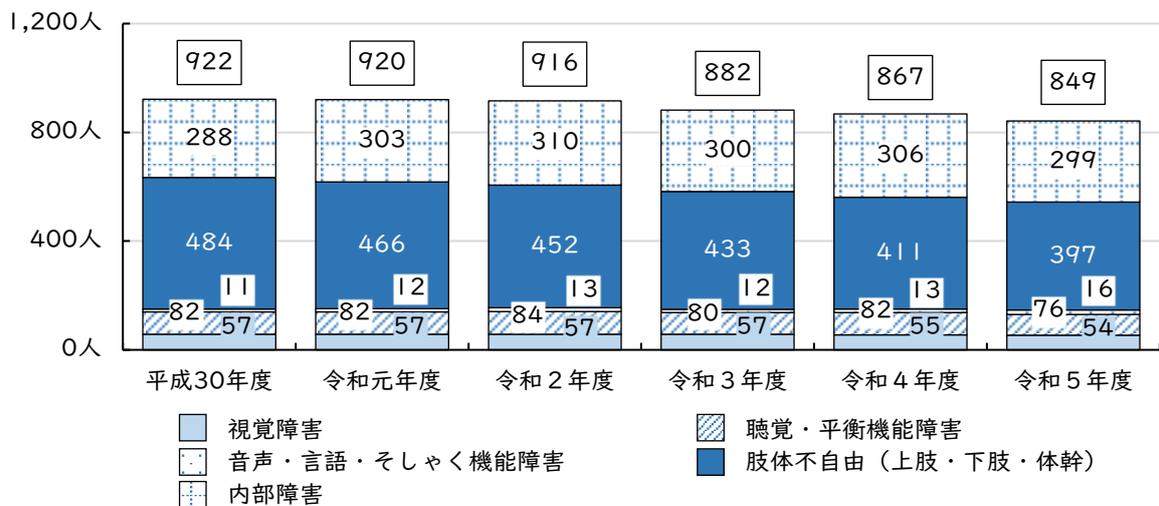
令和5年度の等級別身体障害者手帳所持者数は、「1級～2級」が431人、「3級～4級」が336人、「5級～6級」が82人となっています。平成30年度以降の推移をみると、いずれの等級区分も減少傾向にあります。



資料：「身体障害者手帳交付内訳（各年度3月31日時点）」

◆ 障害の種類別身体障害者手帳所持者数

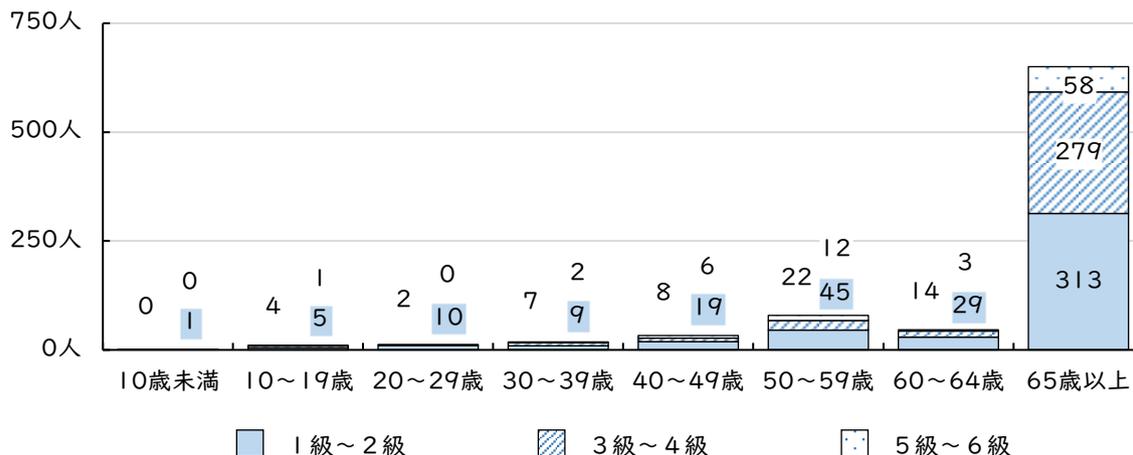
令和5年度の障害の種類別身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が397人と最も多く、次いで「内部障害」が299人、「聴覚・平衡機能障害」が76人などとなっています。平成30年度以降の推移をみると、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」は減少傾向、「内部障害」は年度により増減があり、その他の障害はほぼ横ばい傾向となっています。



資料：「身体障害者手帳交付内訳（各年度3月31日時点）」

◆ 年齢別・等級別身体障害者手帳所持者数（令和5年度）

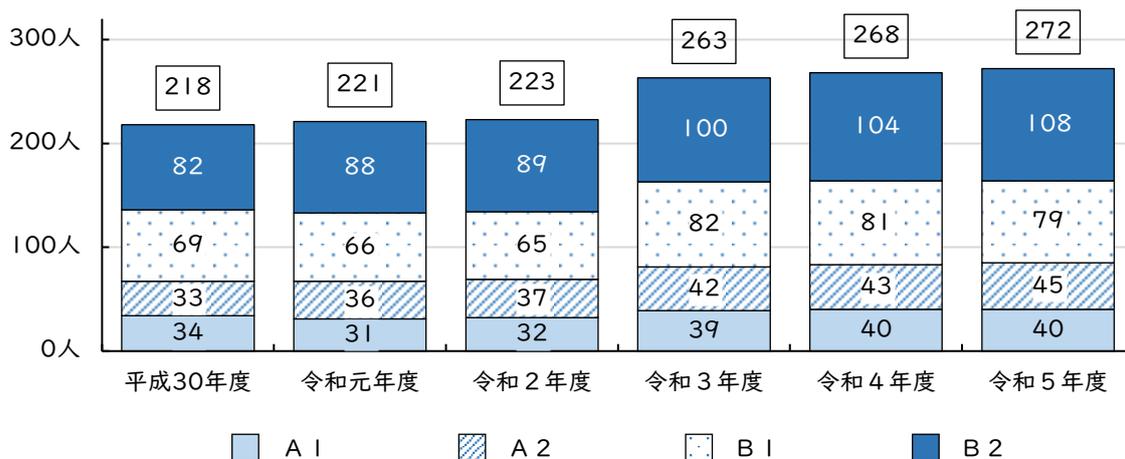
令和5年度の身体障害者手帳所持者を年齢別・等級別にみると、大半を65歳以上の高齢者が占めていることがわかります。また、全ての年齢区分において障害の程度の重い「1級～2級」が最も多くなっています。



資料：「身体障害者手帳交付内訳（令和6年3月31日時点）」

◆ 程度別療育手帳所持者数

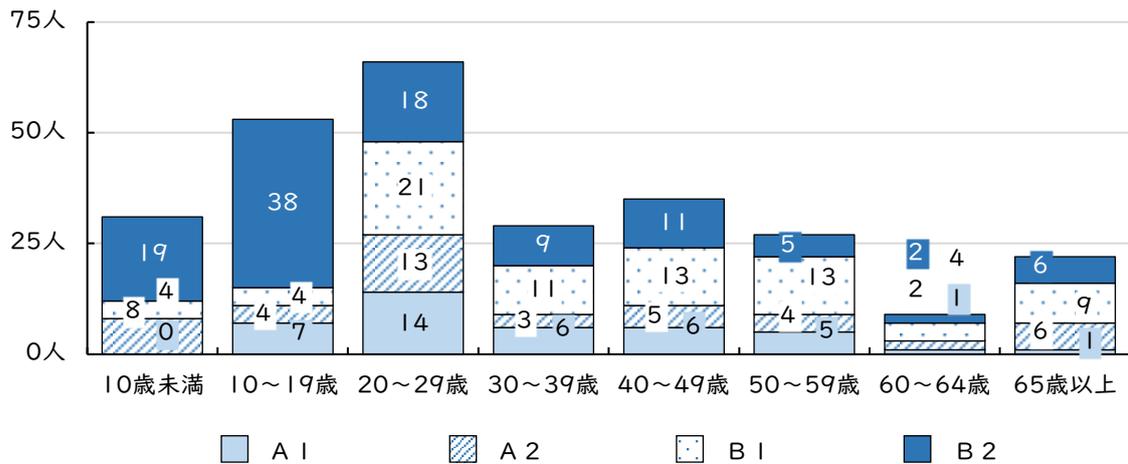
令和5年度の程度別療育手帳所持者数は、「A1」が40人、「A2」が45人、「B1」が79人、「B2」が108人となっています。平成30年度以降の推移をみると、「A1」と「B1」で減少している年度が若干みられるものの、それ以外はいずれの程度区分も増加傾向で推移しています。



資料：「療育手帳交付内訳（各年度3月31日時点）」

◆ 年齢別・程度別療育手帳所持者数（令和5年度）

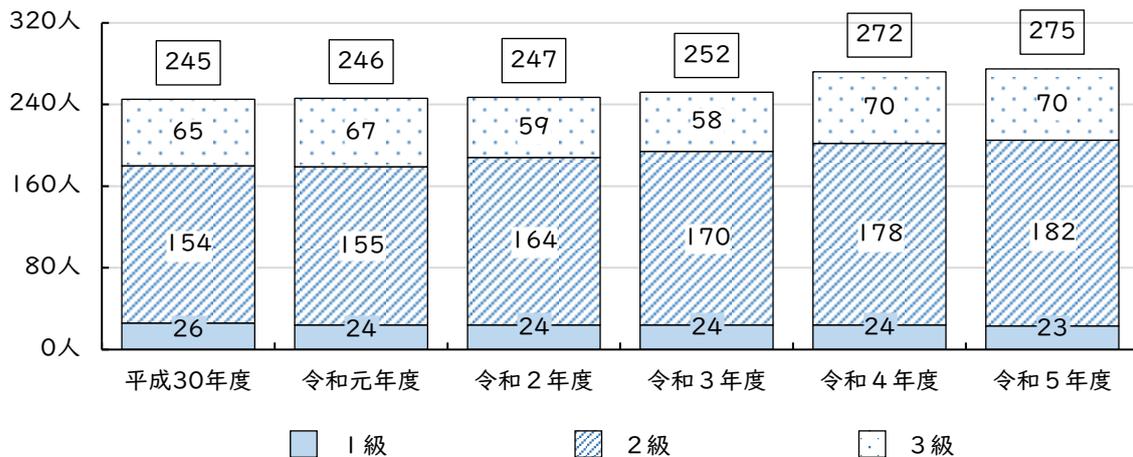
令和5年度の療育手帳所持者を年齢別・程度別にみると、30歳未満の若年層が多く、中でも20歳未満において障害の程度が軽い「B2」が6～7割を占めています。一方、20歳以上においては、「B1」が最も多くなっています。障害の程度が最も重い「A1」は、20～29歳と30～39歳において2割以上とやや多くなっています。



資料：「療育手帳交付内訳（令和6年3月31日時点）」

◆ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

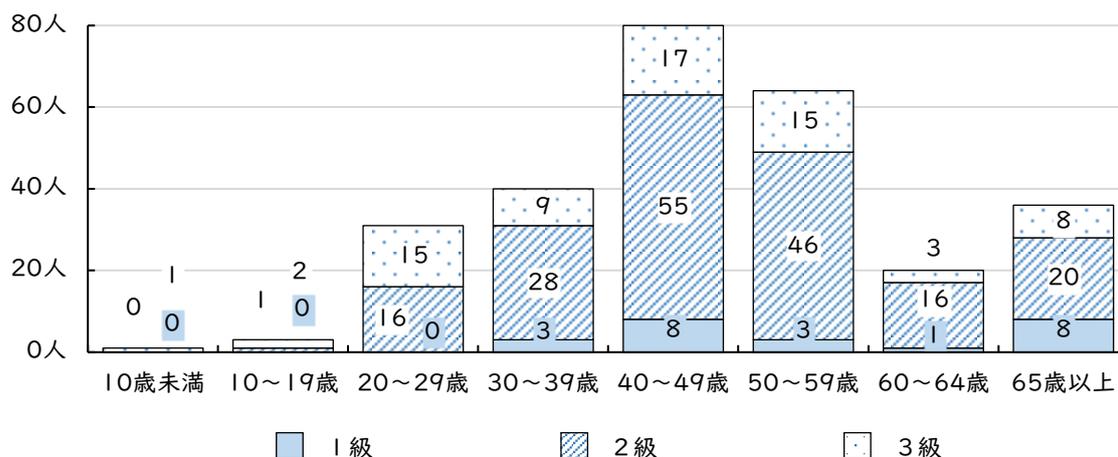
令和5年度の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「1級」が23人、「2級」が182人、「3級」が70人となっています。平成30年度以降の推移をみると、「1級」はほぼ横ばい、「2級」、「3級」は増加傾向にあり、特に「2級」の増加が目立ちます。



資料：「精神障害者保健福祉手帳交付内訳（各年度3月31日時点）」

◆ 年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和5年度）

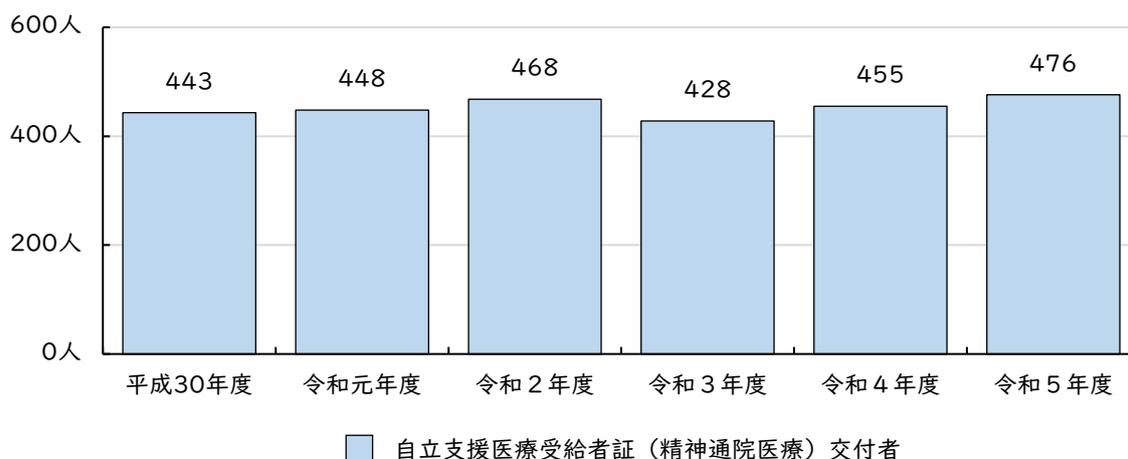
令和5年度の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢別・等級別にみると、40～59歳の中年層が多く、10歳未満・10～19歳を除く年齢区分において「2級」が半数以上を占めて最も多くなっています。障害の程度が最も重い「1級」は、人数は少ないものの、65歳以上において約2割を超えています。



資料：「精神障害者保健福祉手帳交付内訳（令和6年3月31日時点）」

◆ 自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数

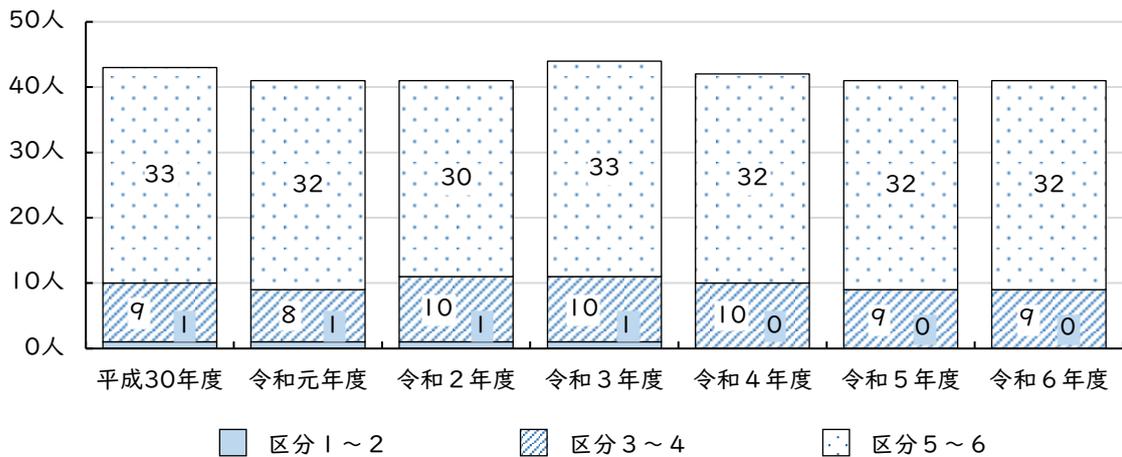
令和5年度の自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数は、476人となっています。平成30年度以降の推移をみると、年度によって増減はするものの、450人前後で推移しています。



資料：「精神障害者保健福祉手帳交付内訳（各年度3月31日時点）」

◆ 障害支援区分別支給決定者数（身体障害者手帳所持者）

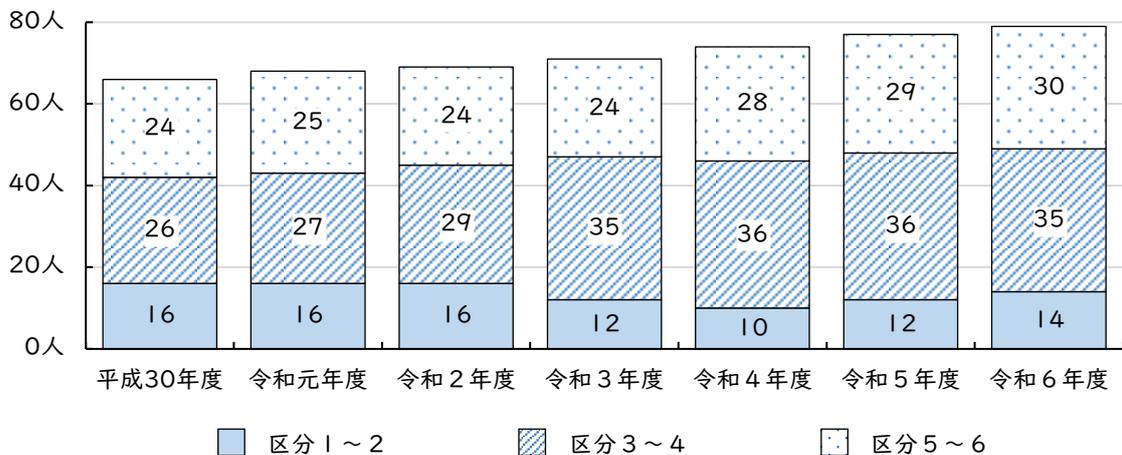
令和6年度の身体障害者手帳所持者の障害支援区分別支給決定者数は、「区分1～2」が0人、「区分3～4」が9人、「区分5～6」が32人となっています。平成30年度以降の推移をみると、年度によって多少の増減はあるものの、おおむね40人前後で推移しており、必要とする支援の度合いが高い「区分5～6」が障害支援区分の認定を受けている身体障害者手帳所持者の8割程度を占めています。



資料：「障害支援区分の推移（各年度4月1日時点）」

◆ 障害支援区分別支給決定者数（療育手帳所持者）

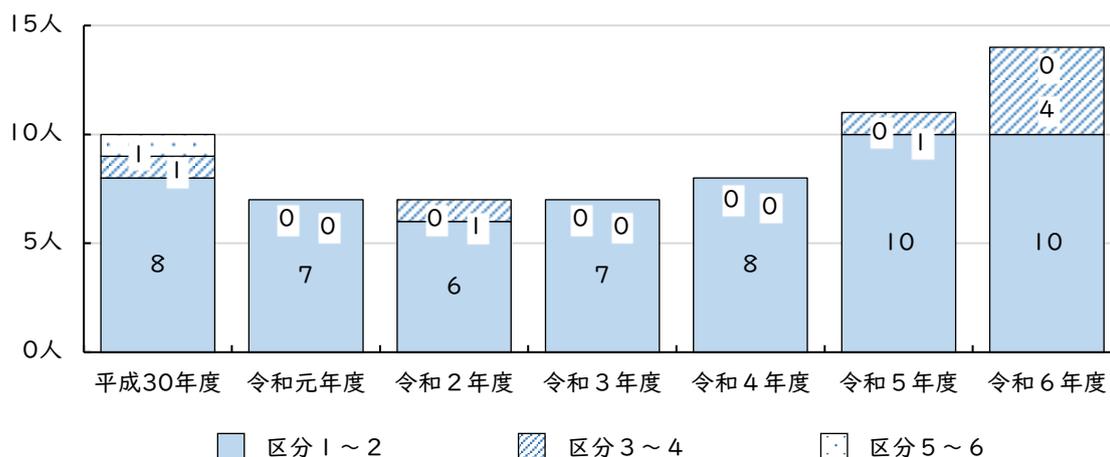
令和6年度の療育手帳所持者の障害支援区分別支給決定者数は、「区分1～2」が14人、「区分3～4」が35人、「区分5～6」が30人となっています。平成30年度以降の推移をみると、障害支援区分の認定を受けている療育手帳所持者は増加傾向にあります。障害支援区分別では、「区分1～2」がほぼ横ばい傾向、「区分3～4」、「区分5～6」が増加傾向にあります。



資料：「障害支援区分の推移（各年度4月1日時点）」

◆ 障害支援区分別支給決定者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）

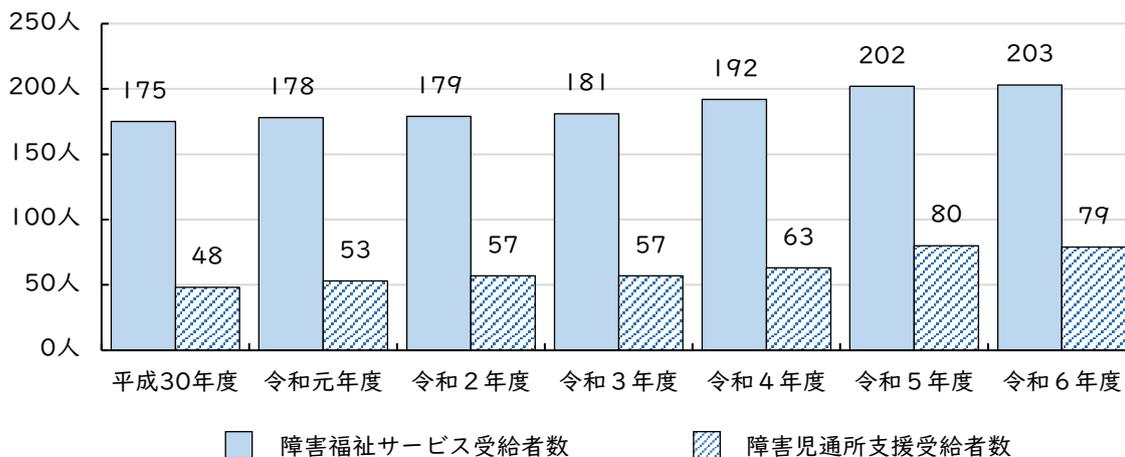
令和6年度の精神障害者保健福祉手帳所持者の障害支援区分別支給決定者数は、「区分1～2」が10人、「区分3～4」が4人となっています。平成30年度以降の推移をみると、障害支援区分の認定を受けている精神障害者保健福祉手帳所持者は令和4年以降増加傾向にあります。障害支援区分別では、「区分1～2」、「区分3～4」が増加傾向にあります。



資料：「障害支援区分の推移（各年度4月1日時点）」

◆ 障害福祉サービス受給者数等

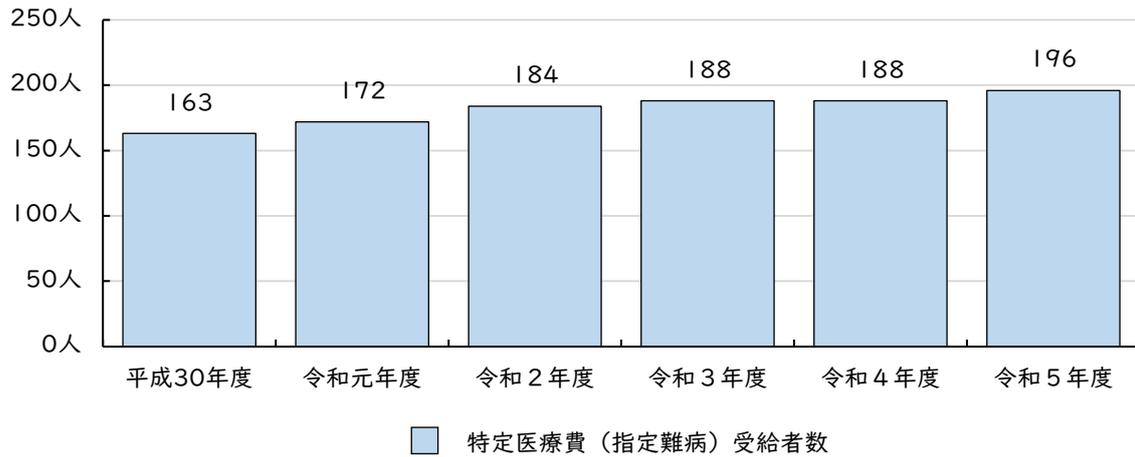
令和6年度の障害福祉サービス受給者数は203人、障害児通所支援受給者数は79人となっています。平成30年度以降の推移をみると、障害福祉サービス受給者数・障害児通所支援受給者数ともに増加傾向にあります。



資料：「障害福祉サービス等受給者数（各年度4月1日時点）」

◆ 特定医療費（指定難病）受給者数

令和5年度の特定医療費（指定難病）受給者数は、196人となっています。平成30年度以降の推移をみると、特定医療費（指定難病）受給者数は増加傾向にあります。

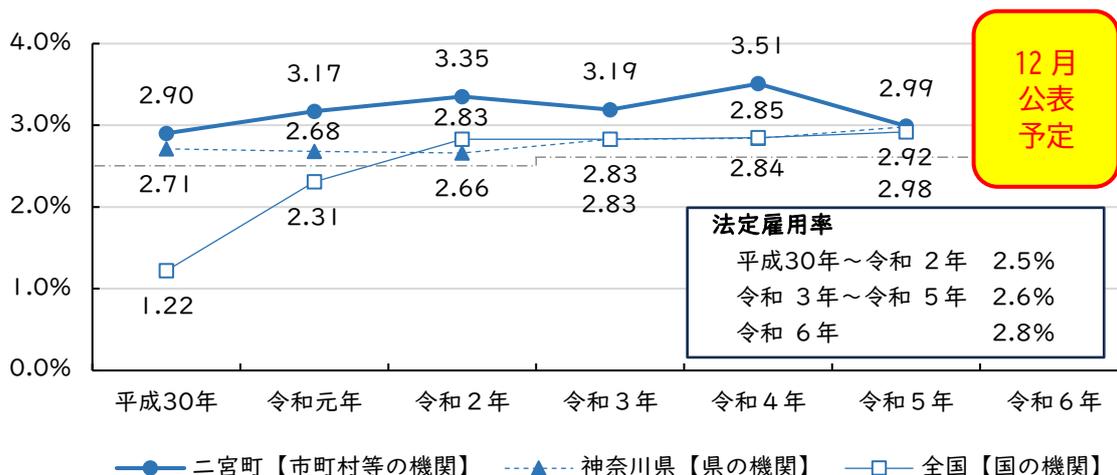


資料：「特定医療（指定難病）受給者証交付人数（各年度3月31日時点）」

(3) 就労・就学について

◆ 職員の障害者雇用率の比較

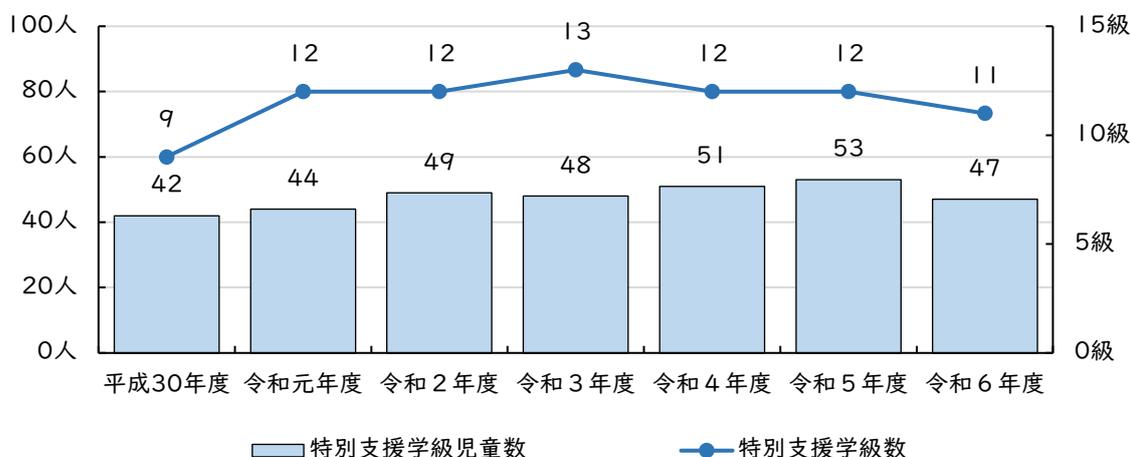
令和5年の二宮町の障害者雇用率は2.99%で、神奈川県や全国と同水準となっています。平成30年以降の推移をみると、二宮町と神奈川県は、年によって増減はあるものの、法定雇用率を毎年達成しています。全国は、平成30年、令和元年と法定雇用率は達成していませんが、その後改善しています。



資料：「障害者雇用状況（各年6月1日時点）」

◆ 小学校における特別支援学級児童数等

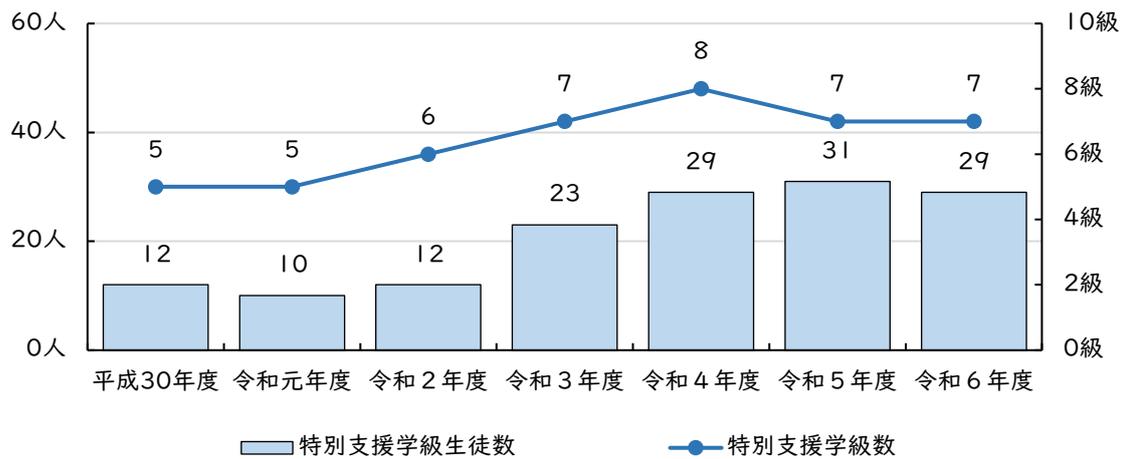
令和6年度の小学校における特別支援学級児童数は47人、特別支援学級数は11級となっています。平成30年度以降の推移をみると、令和4年度までは特別支援学級児童数が増加傾向にあったものの、令和6年度に減少に転じています。特別支援学級数は、児童数の増減に比例する傾向にあり、近年は12級前後で推移しています。



資料：「就学に関する事項（各年度4月1日時点）」

◆ 中学校における特別支援学級生徒数等

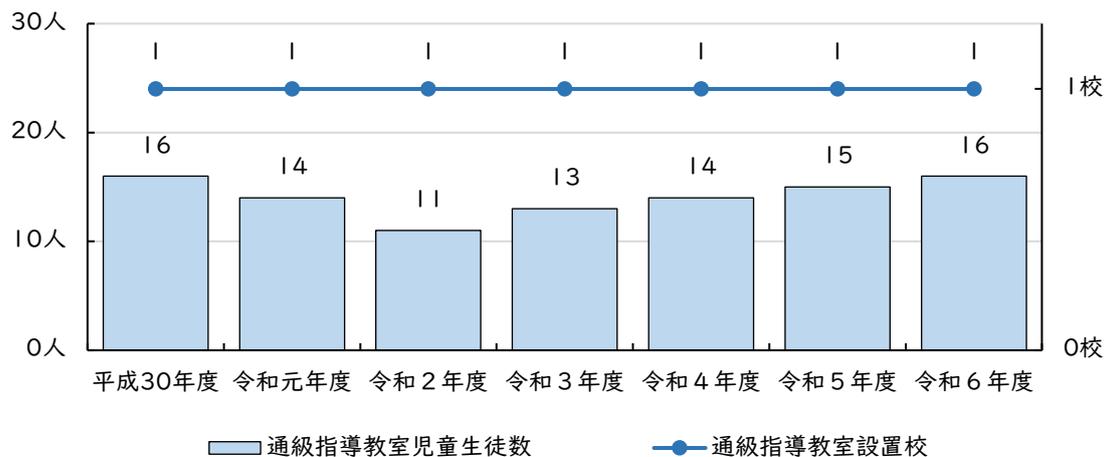
令和6年度の中学校における特別支援学級生徒数は29人、特別支援学級数は7級となっています。平成30年度以降の推移をみると、令和4年度までは特別支援学級生徒数が増加傾向にあったものの、令和6年度には減少に転じています。特別支援学級数は、生徒数の増減に比例する傾向にありましたが、近年は7級前後で推移しています。



資料：「就学に関する事項（各年度4月1日時点）」

◆ 通級指導教室児童生徒数

令和6年度の通級指導教室児童生徒数は16人、通級指導教室設置校は1校となっています。平成30年度以降の推移をみると、通級指導教室児童生徒数は令和2年度まで減少傾向にあったものの、その後増加に転じています。通級指導教室設置校は、1校を維持しています。



資料：「就学に関する事項（各年度4月1日時点）」

2. アンケート調査からみた二宮町のすがた

1 調査の目的

令和6年度に見直しを予定している「二宮町障がい者福祉計画」の基礎資料とするため、障害者手帳をお持ちの方の生活の状況や福祉事業などについての意見を収集するためにアンケート調査を実施しました。

2 調査の方法

対象者：二宮町在住で、令和5年11月1日時点で障害者手帳をお持ちの方 800人
 調査方法：郵送配布、郵送回収またはウェブ回答（対象者がいずれかの方法を選んで回答）
 調査期間：令和5年11月30日～令和5年12月28日

3 回収状況

対象者数	回収方法	回収票数	無効票数	有効回収数	有効回収率
800人	郵送回収	368票	1票	367票	/
	ウェブ回答	59票	0票	59票	
	合計	427票	1票	426票	

※無効票は、白票や回答が著しく少ない票のことです。

※郵送回収とウェブ回答の両方で回答されることを避けるため、次の方法を行いました。

- ・郵送配布の調査票に整理番号（個人は特定しない形）を付与して送付しました。
- ・この整理番号をウェブ回答時のログインIDとして使用しました。
- ・郵送回収分の調査票の整理番号とウェブ回答者の整理番号を確認し、重複しないことを確認しました。（ただし、郵送回収分の調査票に付与した整理番号がはがされて返送された票もあります。）

4 対象者の属性

回答者		調査数	ご本人が回答	ご家族等が代筆	その他	無回答
	身体障害者手帳	269	68.0	21.6	2.2	8.2
	療育手帳	70	20.0	77.1	2.9	-
	精神障害者保健福祉手帳	90	77.8	17.8	-	4.4

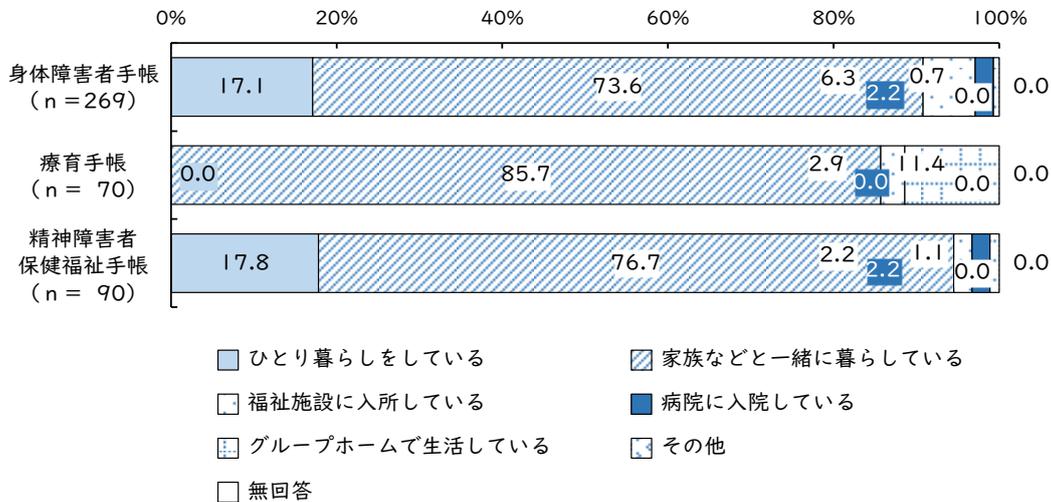
対象者の年齢		調査数	0～5歳	6～17歳	18～39歳	40～64歳
	身体障害者手帳	269	-	2.2	3.0	12.3
	療育手帳	70	2.9	32.9	41.4	17.1
	精神障害者保健福祉手帳	90	-	-	27.8	55.6
				65～74歳	75歳以上	無回答
	身体障害者手帳		20.8	61.7	-	
	療育手帳		5.7	-	-	
精神障害者保健福祉手帳		8.9	7.8	-		

対象者の居住地区		調査数	一色	緑が丘	百合が丘	中里	二宮	
	身体障害者手帳	269	6.3	4.5	14.5	9.3	26.8	
	療育手帳	70	8.6	4.3	15.7	8.6	30.0	
	精神障害者保健福祉手帳	90	-	8.9	10.0	14.4	27.8	
				富士見が丘	松根	山西	川匂	無回答
	身体障害者手帳		13.4	3.3	19.0	2.2	0.7	
	療育手帳		5.7	4.3	22.9	-	-	
精神障害者保健福祉手帳		18.9	-	16.7	2.2	1.1		

5 町の障がい者福祉における課題

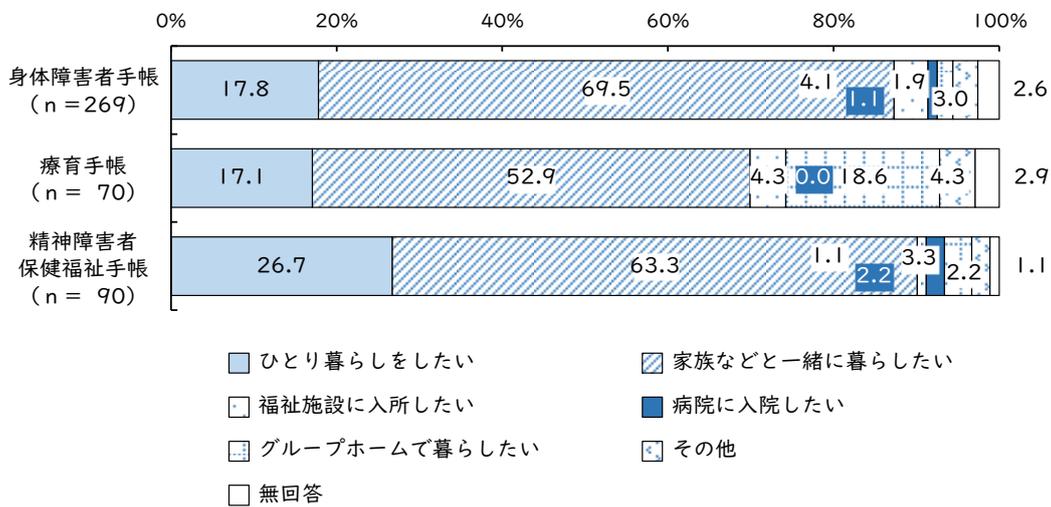
(1) 障害者手帳をお持ちのご本人のことについて

◆ 暮らしている場所



全ての手帳の種類において「家族などと一緒に暮らしている」が7割を超えて最も多く、特に「療育手帳」において8割を超えています。また、その他の手帳と比較して、「療育手帳」においては「ひとり暮らしをしている」方はおらず、「グループホームで生活している」が11.4%と多くなっています。

◆ 今後暮らしたい場所

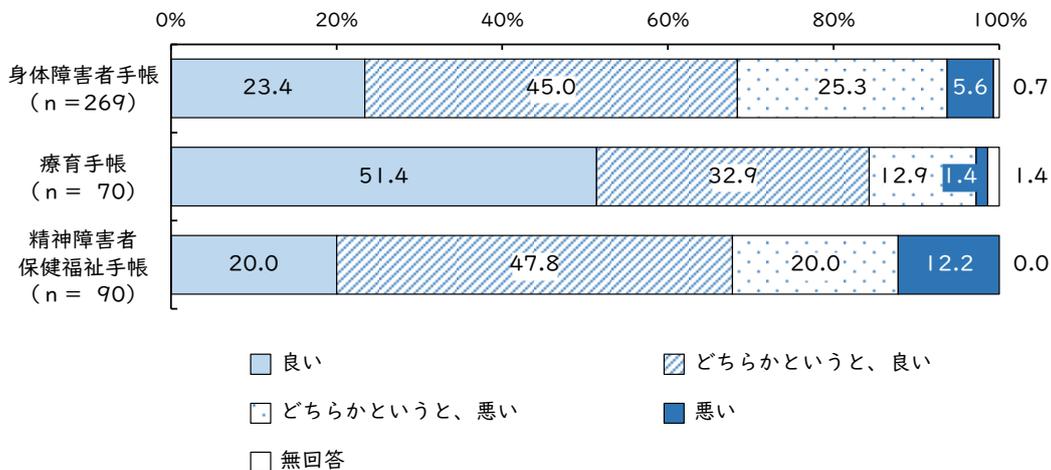


全ての手帳の種類において「家族などと一緒に暮らしたい」が半数を超えて最も多くなっています。また、その他の手帳と比較して、「療育手帳」においては「グループホームで暮らしたい」、「精神障害者保健福祉手帳」においては「ひとり暮らしをしたい」が多くなっています。

身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者の大半は、ひとり暮らしか家族と同居して自宅で生活しており、今後も同様の生活を希望している方が多くなっています。一方で、療育手帳所持者にはひとり暮らしをしている方がおらず、ひとり暮らしをすることが難しいことがうかがえます。このような人が同居者や介助者の亡き後も安心して地域で生活していくためには、グループホーム等の施設整備が必要となります。また、手帳の種類を問わずひとり暮らしの希望もあることから、緊急時の対応等、自立した生活に係る支援の充実も欠かせません。

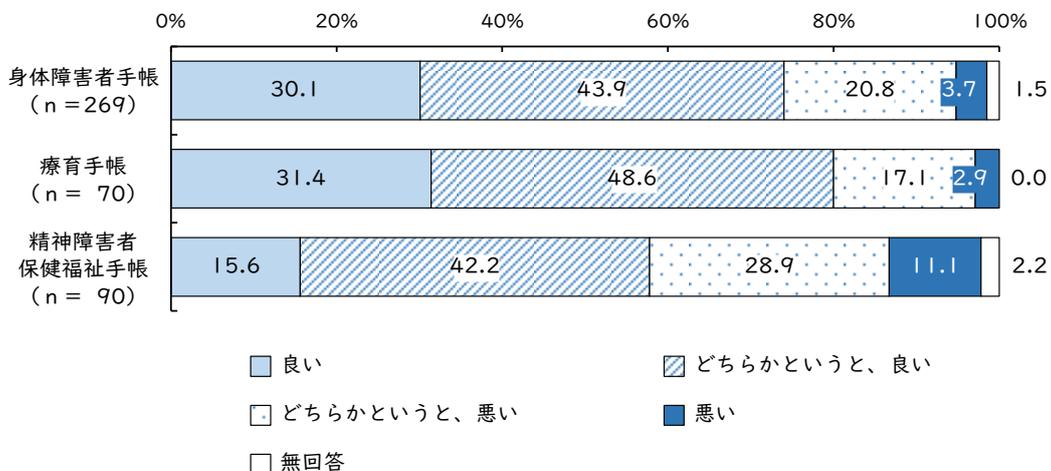
(2) 障がいや心身の状況について

◆ この3か月間の身体的な健康状態



『良い』(良い+どちらかというと、良い)は、《身体障害者手帳》68.4%、《療育手帳》84.3%、《精神障害者保健福祉手帳》67.8%と多くなっています。

◆ この3か月間のこころの健康状態

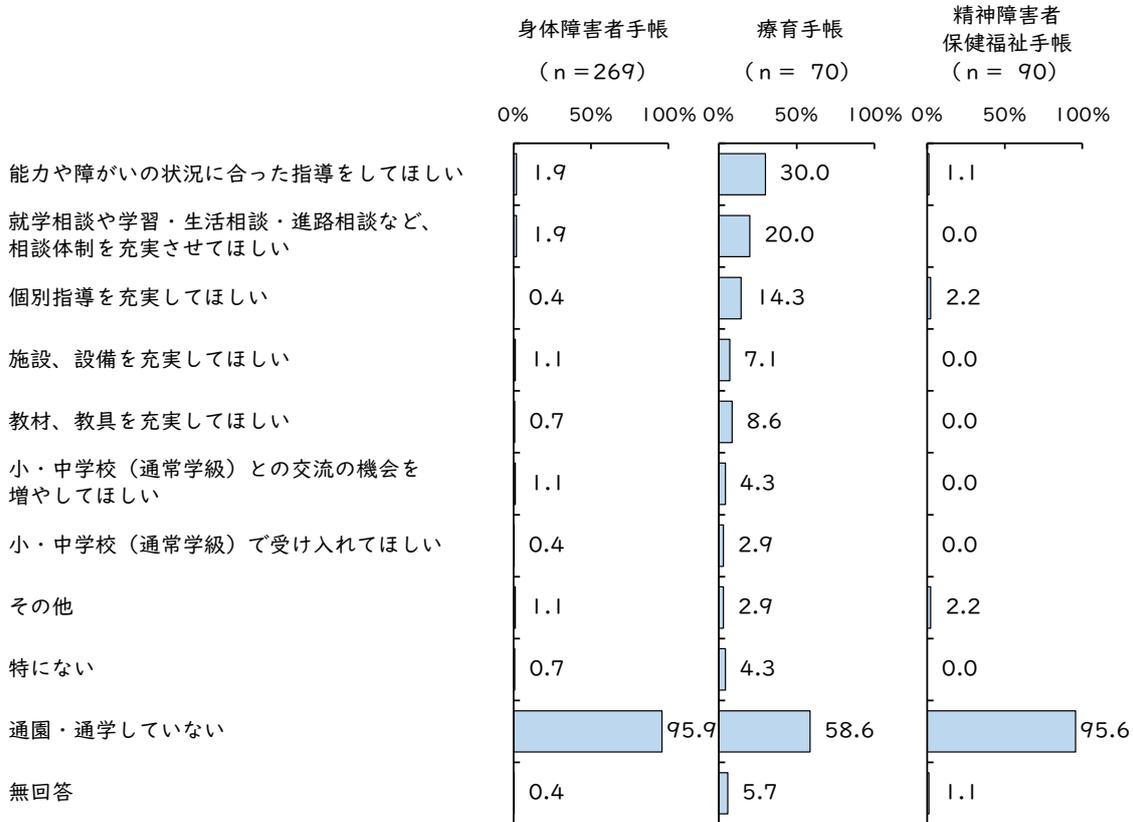


『良い』(良い+どちらかというと、良い)は、《身体障害者手帳》74.0%、《療育手帳》80.0%、《精神障害者保健福祉手帳》57.8%と、《精神障害者保健福祉手帳》において6割を下回って少なくなっています。

身体的な健康状態は全ての手帳の種類において良好と評価している人が6割を超えて多くなっているものの、こころの健康状態は精神障害者保健福祉手帳所持者において良好と評価した人が他の手帳所持者に比べて少なくなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は、身体的な健康状態・こころの健康状態とも「悪い」が1割を超えており、他の手帳所持者よりも健康状態を不良と評価する傾向があります。これは、精神障がいの特性による影響もあるかと推察されます。手帳の種類を問わず、毎日を安定した健康状態で過ごすことができるよう、医療とのつながりをもつことが大切です。

(3) 就学状況について

◆ 学校教育に望むこと（複数回答可）

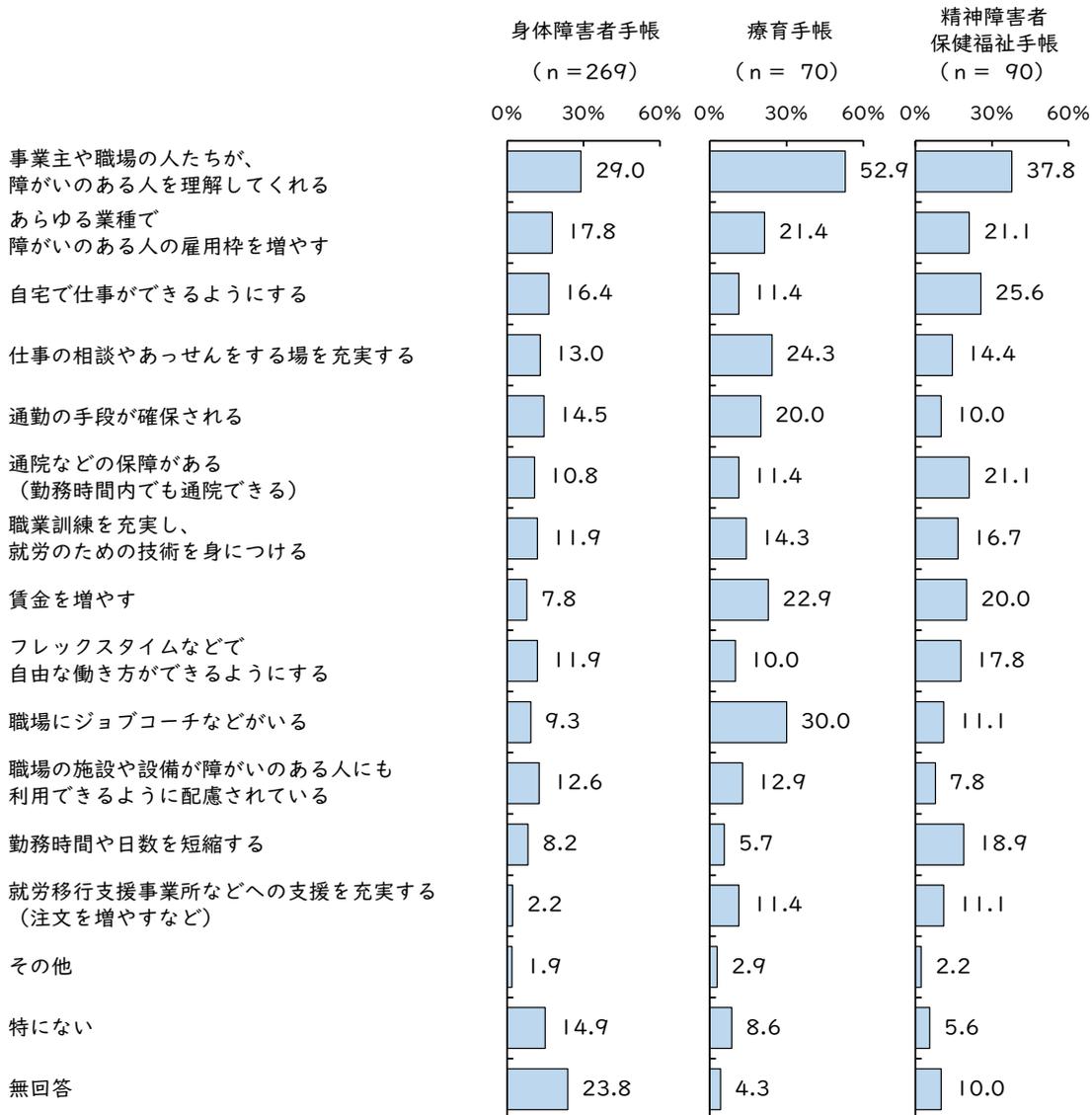


特に意見が多かった「療育手帳」においては「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」が3割で多く、「就学相談や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実させてほしい」、「個別指導を充実してほしい」が続いています。

全体的に通園・通学していない人が多いものの、療育手帳所持者の3人に1人程度は何らかの施設に通園・通学しています。通園・通学している療育手帳所持者は、「能力や障がいの状況に合った指導」や「相談体制の充実」、「個別指導の充実」を望んでいる人が多く、児童・生徒一人ひとりに応じたフォローを求める傾向がみられます。療育手帳所持者は知的障がいの特性により理解度等に差があることから、理解できない画一的な指導を受けるよりは、一人ひとりに合った指導を受けることを願う気持ちが垣間見えます。また、療育手帳所持者やその家族は、進学や進路等の将来についての不安を抱いていることが多いことから、不安解消につなげるための相談体制の充実も課題の1つです。

(4) 就労状況について

◆ 障がいのある人が働きやすくなるために今後必要だと考える条件や環境整備
(複数回答可：3つまで)

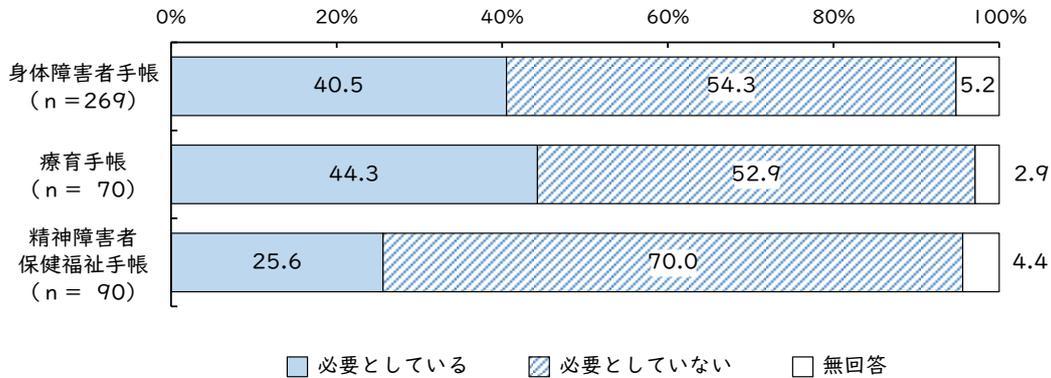


全ての手帳の種類において「事業主や職場の人たちが、障がいのある人を理解してくれる」が2割を超えて最も多く、特に「療育手帳」において半数を超えています。また、その他の手帳と比較して、「身体障害者手帳」においては「賃金を増やす」が7.8%と少なく、「療育手帳」においては「職場にジョブコーチなどがある」が30.0%と多くなっています。

障がいのある人の働きやすさの環境整備として「事業主や職場の人たちが、障がいのある人を理解してくれる」が最も多く、ソフト面に対する要望が多くなっています。また、療育手帳所持者は「相談やあっせん」、「通勤手段」、「ジョブコーチ」といった働くために必要な支援が多く、精神障害者保健福祉手帳所持者は「在宅勤務」、「通院保障」、「時間や日数の短縮」といった勤務場所や勤務時間等の調整が多くなっています。そのため、企業や事業所に対して一人ひとりの障がいの状況に応じた柔軟な対応と理解を求めているかなければなりません。

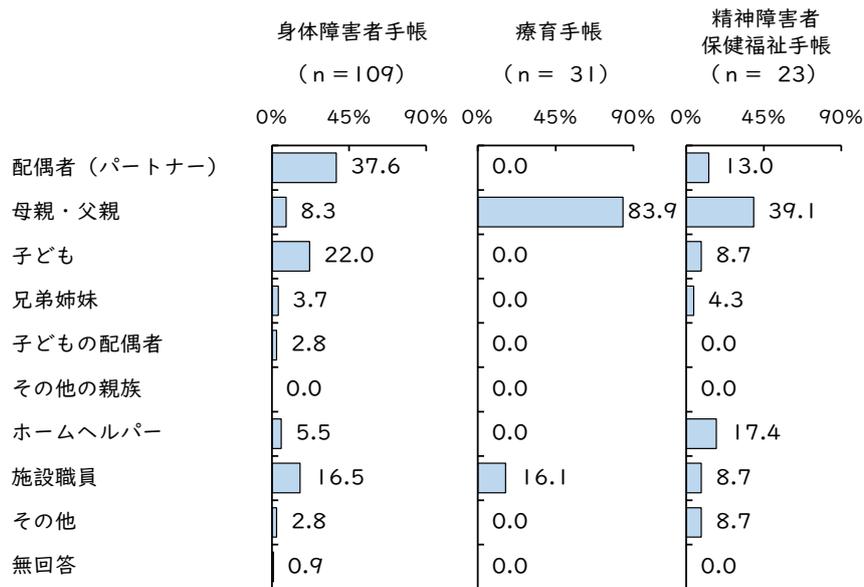
(5) 介助者について

◆ 普段の生活における介助の必要性の有無



全ての手帳の種類において「必要としていない」が半数を超えて多く、特に「精神障害者保健福祉手帳」において7割となっています。

◆ (前問で必要としている)と回答した人のみ) 主に介助してくれる人

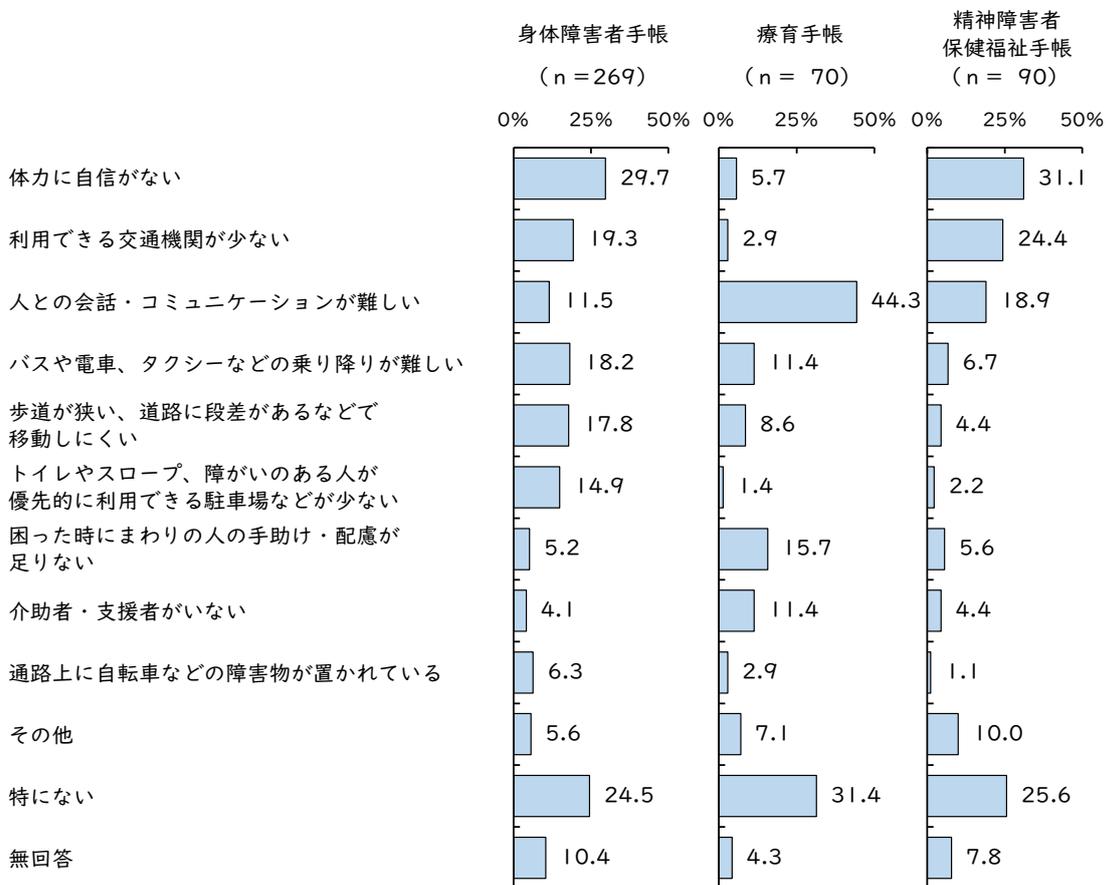


「身体障害者手帳」において「配偶者 (パートナー)」、「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」において「母親・父親」が最も多くなっています。また、その他の手帳と比較して、「身体障害者手帳」においては「子ども」、精神障害者保健福祉手帳においては「ホームヘルパー」が多くなっています。

身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者の4割程度、精神障害者保健福祉手帳所持者の2割程度が、普段の生活において何らかの介助を必要としています。また、主な介助者は、配偶者や両親、子ども等の家族・親族が、大半を占めています。その中でも、療育手帳所持者における「母親・父親」は8割を超えて突出して多く、将来的な介助者の有無に不安が残ります。さらに、家族・親族以外の「ホームヘルパー」や「施設職員」を主な介助者としている人は、手帳の種類を問わず2割前後となっています。将来を見据えた支援ができるよう、障がい福祉サービスの制度周知について充実させる必要があります。

(6) 外出について

◆ 外出する際に困ること（複数回答可）



《身体障害者手帳》・《精神障害者保健福祉手帳》において「体力に自信がない」、《療育手帳》において「人との会話・コミュニケーションが難しい」が最も多くなっています。また、その他の手帳と比較して、《療育手帳》においては「利用できる交通機関が少ない」が2.9%と少なくなっています。

外出する際に困ることは、手帳の種類によって異なります。身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者において「体力」、療育手帳所持者において「会話・コミュニケーション」が最も多くなっています。身体障害者手帳所持者において「利用できる交通機関」、「交通機関の乗降」、療育手帳所持者において「手助け・配慮」、「交通機関の乗降」、「介助者・支援者」、精神障害者保健福祉手帳所持者においては「利用できる交通機関」、「会話・コミュニケーション」などが多く挙がっており、障がいの特性に応じた内容となっています。このことから、公共交通機関の充実や店舗での柔軟な対応など、多方面から障がいのある人の外出を支援するための取組を推進していく必要があると言えます。

(7) 情報・相談などについて

◆ 今後充実してほしい情報（複数回答可：3つまで）

	身体障害者手帳 (n = 269)	療育手帳 (n = 70)	精神障害者保健福祉手帳 (n = 90)
第1位	福祉サービスの具体的内容や 利用方法などに関する情報 50.6%	困った時に相談ができる 機関・場所についての情報 60.0%	困った時に相談ができる 機関・場所についての情報 52.2%
第2位	困った時に相談ができる 機関・場所についての情報 40.5%	福祉サービスの具体的内容や 利用方法などに関する情報 42.9%	福祉サービスの具体的内容や 利用方法などに関する情報 47.8%
第3位	緊急対応についての情報 26.0%	職場の選び方、就職に関する情報 24.3%	社会情勢や福祉制度の変化に 関する情報 35.6%

全ての手帳の種類において「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」、「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が上位2項目となっています。

◆ 今後希望する福祉や生活に関する相談体制（複数回答可）

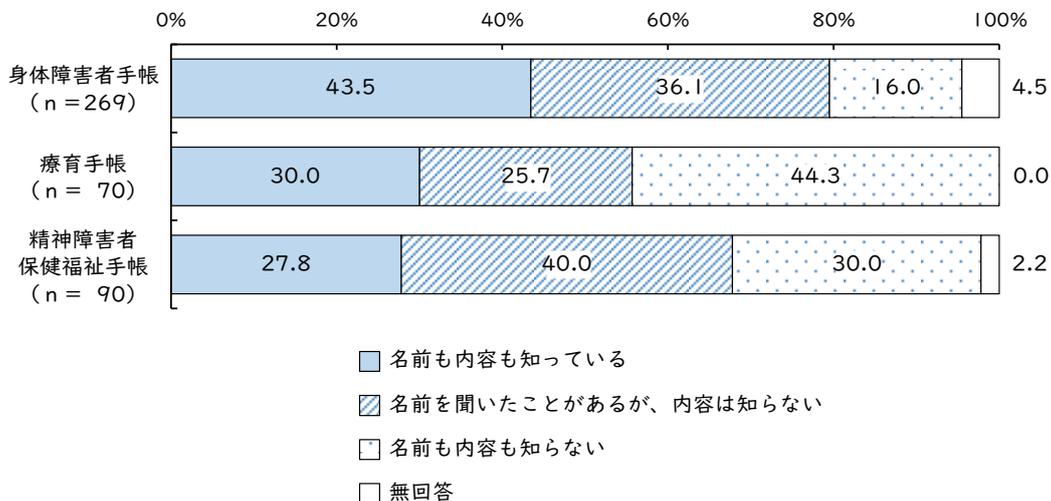
	身体障害者手帳 (n = 269)	療育手帳 (n = 70)	精神障害者保健福祉手帳 (n = 90)
第1位	どんな時にどこに相談したら いいかわかるようにしてほしい 50.2%	どんな時にどこに相談したら いいかわかるようにしてほしい 53.3%	どんな時にどこに相談したら いいかわかるようにしてほしい 53.3%
第2位	相談からサービス利用まで 一貫した支援体制を充実してほしい 31.2%	適切なアドバイスができる 専門的なスタッフにいてほしい 48.6%	情報提供だけでなく、 問題の解決に至るような対応を してほしい 36.7%
第3位	情報提供だけでなく、 問題の解決に至るような対応を してほしい 25.3%	情報提供だけでなく、 問題の解決に至るような対応を してほしい 41.4%	適切なアドバイスができる 専門的なスタッフにいてほしい 住んでいるところの近くで 気楽に相談できる場がほしい 35.6%

全ての手帳の種類において「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が4割を超えて最も多くなっています。また、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」は、全ての手帳の種類において第2位または第3位となっています。

今後充実してほしい情報として「サービスの具体的内容・利用方法」、「相談できる機関・場所」が多く、全ての手帳の種類において第2位までに入っています。これらの情報を障がいの特性に応じた方法でわかりやすく提供する必要があるとともに、必要な時に利用できるようにパンフレット等を作成して保管してもらう等の工夫が必要です。また、今後希望する福祉や生活に関する相談体制として「内容に応じた相談先の明示」、「問題の解決に向けた取組」が全ての手帳の種類において第3位までに入っていることから、相談体制の充実・明確化など、住民目線でわかりやすい体制づくりに努める必要があります。

(8) 権利擁護について

◆ 成年後見制度の認知状況



手帳の種類によって差がみられ、《身体障害者手帳》において「名前も内容も知っている」、《療育手帳》において「名前も内容も知らない」、《精神障害者保健福祉手帳》において「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が最も多くなっています。

◆ 町民が障がいのある人への理解を深めるために必要だと考えること（複数回答可）

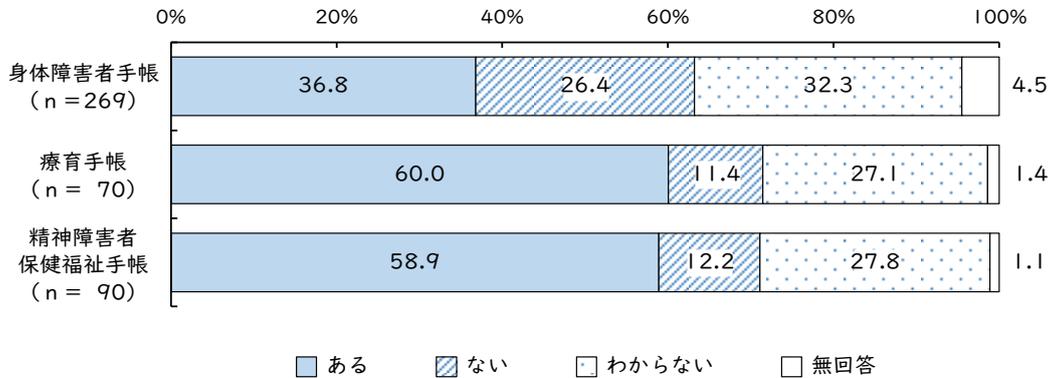
	身体障害者手帳 (n=269)	療育手帳 (n=70)	精神障害者保健福祉手帳 (n=90)
第1位	障がいや障害者問題についての 広報・啓発をもっと行う 36.4%	学校での福祉教育をもっと行う 48.6%	障がいや障害者問題についての 広報・啓発をもっと行う 32.2%
第2位	学校での福祉教育をもっと行う 23.4%	障がいのある人が 積極的に社会に進出する 32.9%	障がいのある人が 積極的に社会に進出する 30.0%
第3位	障がいのある人との町民交流 により理解と参加を進める 障がいのある人への ボランティア活動を進める 20.8%	障がいや障害者問題についての 広報・啓発をもっと行う 25.7%	学校での福祉教育をもっと行う 25.6%

全ての手帳の種類において「障がいや障害者問題についての広報・啓発をもっと行う」、「学校での福祉教育をもっと行う」の2項目が上位3項目に入っています。

成年後見制度の認知状況はやや低く、「名前も内容も知っている」は大体2～4割となっています。また、町民の障がいのある人への理解を深めるために「広報・啓発」、「福祉教育」等が必要だという回答が多いことから、まずは障がいや障がいのある人に関する正しい知識を身に付けるための取組を行っていく必要があると言えます。

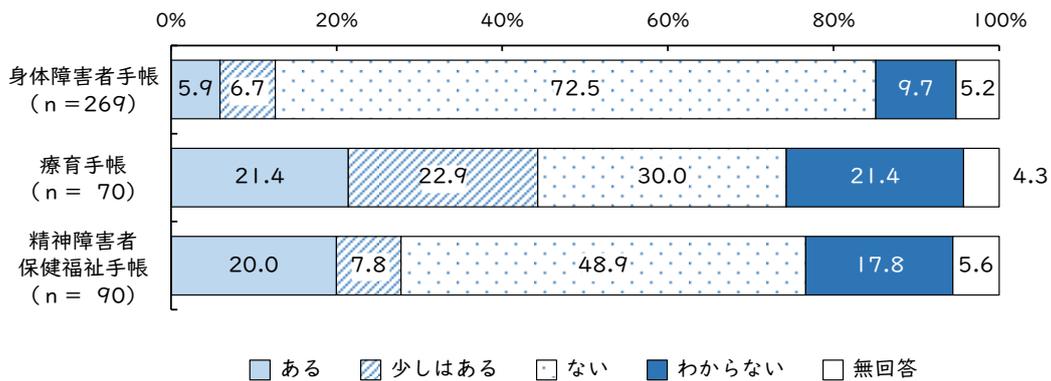
(9) 差別・偏見について

◆ 障がいのある人への差別・偏見の有無



全ての手帳の種類において「ある」が3割を超えて最も多く、特に「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」において6割前後となっています。また、その他の手帳と比較して、「身体障害者手帳」においては「ない」、「わからない」が多くなっています。

◆ 障がい者だからという理由で差別されたと感じたことの有無

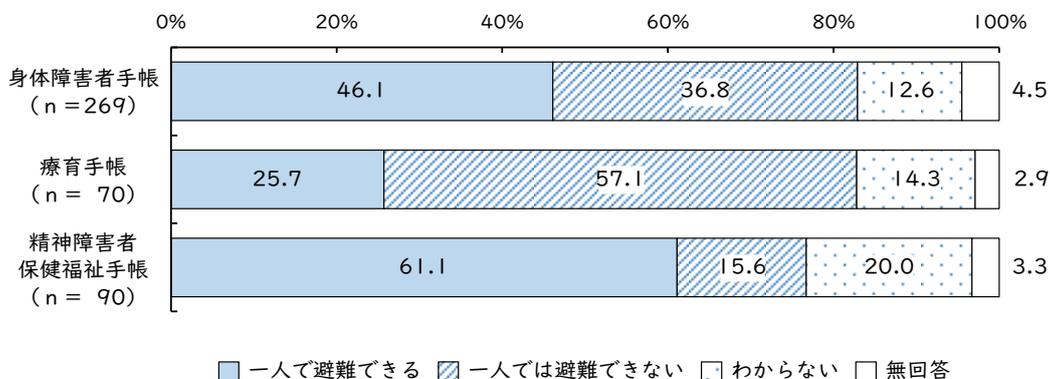


全ての手帳の種類において「ない」が3割を超えて最も多く、特に「身体障害者手帳」において7割を超えています。また、『ある』(ある+少しはある)は、「身体障害者手帳」12.6%、「療育手帳」44.3%、「精神障害者保健福祉手帳」27.8%と、「療育手帳」において4割を超えています。

障がいのある人への差別・偏見が「ある」と回答した人は、身体障害者手帳所持者において3割以上、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者において6割前後となっています。しかし、障がい者だからという理由で差別されたと感じたことが『ある』(ある+少しはある)と回答した人は、身体障害者手帳所持者において1割以上、療育手帳所持者において4割以上、精神障害者保健福祉手帳所持者において2割以上と、差別・偏見が「ある」と回答した人より少なくなっています。このことから、対象者が差別されたと感じた経験から差別・偏見が「ある」と回答した人ばかりではなく、伝聞や想像等から差別・偏見が「ある」と回答した人もいと推察できます。また、差別されたと感じたことがなくても差別・偏見が「ある」と回答した人が多数いることは、障がいのある人がもつ障がいのない人の対応について良いイメージをもっていないためと考えられます。このことから、今後差別・偏見をなくするための取組を推進していくことが重要となります。

(10) 災害発生時の避難について

◆ 緊急時に一人で避難することができるか



「身体障害者手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」において「一人で避難できる」、
「療育手帳」において「一人では避難できない」が多くなっています。

◆ 福祉避難所に必要だと思うこと (複数回答可)

	身体障害者手帳 (n=269)	療育手帳 (n=70)	精神障害者保健福祉手帳 (n=90)
第1位	段差の解消など施設をバリアフリーにすること 65.4%	相談窓口や介助スタッフがいること 55.7%	個室の確保や間仕切りの設置などでプライバシーを確保すること 54.4%
第2位	相談窓口や介助スタッフがいること 52.8%	個室の確保や間仕切りの設置などでプライバシーを確保すること 51.4%	段差の解消など施設をバリアフリーにすること 51.1%
第3位	食料の配給などに並ぶことができない場合の支援があること 51.3%	ほかの避難者の障がいに対する理解を深めること 50.0%	食料の配給などに並ぶことができない場合の支援があること 51.1%

手帳の種類によって差がみられ、「身体障害者手帳」において「段差の解消など施設をバリアフリーにすること」、
「療育手帳」において「相談窓口や介助スタッフがいること」、
「精神障害者保健福祉手帳」において「個室の確保や間仕切りの設置などでプライバシーを確保すること」
が最も多くなっています。

緊急時に「一人では避難できない」と回答した人は、身体障害者手帳所持者において3割以上、療育手帳所持者において半数以上、精神障害者保健福祉手帳所持者において1割以上と、療育手帳所持者において多くなっています。中には家族等の支援者が常に近くにいる人もいますが、災害はいつ発生するかわからないことから、療育手帳所持者を中心に緊急時にどのように避難を支援するかを日頃から検討し、有事の避難支援体制を構築しておく必要があります。また、障がいのある人が避難することができる福祉避難所に必要だと思うことは手帳の種類によって傾向が異なっていますが、概ね「バリアフリー」、「相談窓口・介助スタッフ」、「配給などに並べない場合の支援」、「プライバシーの確保」、「障がいに対する理解」が多くなっています。有事には冷静な対応が求められますが、いざその時になってみると障がいの有無に関わらず誰もがパニックに陥ってしまうことも十分考えられます。そのため、福祉避難所の充実についても、避難支援体制の構築と同様に、障がいのある人やその家族の声に耳を傾けて着実に改善を重ねていく等、日頃から備えていかなければなりません。

(11) 町の取組について

◆ 今後障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望すること
(複数回答可：3つまで)

	身体障害者手帳 (n=269)	療育手帳 (n=70)	精神障害者保健福祉手帳 (n=90)
第1位	どんなサービスがあるのか、 もっと情報がほしい 51.3%	どんなサービスがあるのか、 もっと情報がほしい 42.9%	どんなサービスがあるのか、 もっと情報がほしい 46.7%
第2位	利用についての申請や手続き方法を わかりやすくしてほしい 28.3%	自分にとって何が必要なサービスか 判断できるような手助けがほしい 35.7%	利用についての申請や手続き方法を わかりやすくしてほしい 38.9%
第3位	障がい特性に応じた方法で 情報を提供してほしい 21.6%	利用についての申請や手続き方法を わかりやすくしてほしい 34.3%	費用負担を軽くしてほしい 35.6%

全ての手帳の種類において「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が4割を超えて最も多くなっています。また、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」は、全ての手帳の種類において第2位または第3位となっています。

◆ 今後二宮町に力を入れてほしいこと (複数回答可：5つまで)

	身体障害者手帳 (n=269)	療育手帳 (n=70)	精神障害者保健福祉手帳 (n=90)
第1位	医療費負担の軽減 30.5%	気軽に相談できる 町役場窓口等の充実 45.7%	所得保障の充実 47.8%
第2位	所得保障の充実 29.0%	障がいのある人の 働く場所の確保 42.9%	障がいのある人の 働く場所の確保 41.1%
第3位	障がいのある人への 理解促進のための啓発 公共交通機関の充実 26.8%	安心して暮らせる 入所施設の整備 31.4%	医療費負担の軽減 37.8%

手帳の種類によって差がみられ、《身体障害者手帳》において「医療費負担の軽減」、《療育手帳》において「気軽に相談できる町役場窓口等の充実」、《精神障害者保健福祉手帳》において「所得保障の充実」が最も多くなっています。また、《身体障害者手帳》・《精神障害者保健福祉手帳》においては医療費負担や所得といった経済的な支援が多くなっています。

今後障がい福祉サービスをより利用しやすくするために「サービスに関する情報」、「明瞭な申請・手続き方法」と回答した人が多く、この2項目は全ての手帳の種類において上位3位までに入っています。このことから、必要な人が必要なサービスを利用することができる環境を整えるための取組が求められます。また、今後二宮町に力を入れてほしいこととしては、身体障害者手帳所持者において「医療費負担の軽減」、療育手帳所持者において「相談窓口の充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者において「所得保障の充実」が多くなっています。項目は異なるものの、医療費助成、所得保障、就労支援などの経済的な支援を求める声が大きくなっていることから、障がい福祉における各種制度や相談体制を充実させていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障害者基本法では、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりを大切に作る社会をつくるために、自立や社会参加の支援等のための施策を推進することを目的としています。

このような国の基本的な理念を踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送り、その人らしく、その個性を活かして地域で活動し、交流できる環境づくりを進める必要があります。

真に豊かな社会を築いていくためには、障がいのある人も地域社会を構成する一人の住民として役割を果たすことのできる社会づくりが大切です。そのため、障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりの人格を尊重し、ともに助け合い、ささえ合いながら“共生社会”の実現を目指します。

これらを踏まえ、本計画の【基本理念】を

『障がいのある人もない人も、誰もがその個性を尊重し、認め合う共生社会の実現』とし、

その基本理念の実現に向け、“安心・安全”、“心豊かで快適”、“自分らしく”のキーワードで集約した3つの【基本目標】を掲げて、様々な施策や取り組みを推進します。

【基本理念】

**障がいのある人もない人も、
誰もがその個性を尊重し、
認め合う共生社会の実現**

2. 基本目標

【基本目標1】 お互いに尊重し合い、安心・安全な暮らしができるまちづくり (啓発／福祉教育・福祉活動／差別解消・虐待防止／防災・防犯／生活環境)

障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として地域で生活していくためには、お互いに理解を深め、相互に人格と個性を尊重し合うことが必要です。そのため、様々な媒体等を活用した障がい理解の啓発・広報活動はもとより、子どもの頃から障がいのある人とない人が交流する機会を拡充することで、ノーマライゼーションの考え方や思いやりの気持ちが育つ福祉教育を推進していくとともに、ボランティア活動の育成・支援に努めます。

また、災害等の緊急時に障がいのある人が適切に避難できるよう、自治会や民生委員児童委員等の地域の関係者と協力・連携して、地域における自主防災組織づくりを進めるとともに、公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進を継続し、障がいのある人を含めたすべての地域住民が住みやすいまちづくりを推進します。

【基本目標2】 住み慣れた地域で、心豊かで快適に生活できるまちづくり (保健・医療／生活支援・福祉サービス／相談・情報提供／地域生活移行)

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心した生活を継続していくためには、障がいの状態の悪化を防ぎ、持っている能力の維持・向上が図れる保健・医療体制や、在宅での生活を支援するための充実した障がい福祉サービスの提供体制が必要です。そのため、障がいの重症化の軽減、早期発見・治療のための保健・医療サービスの適切な提供を図るとともに、在宅福祉サービスの充実はもちろんのこと、障がいのある人をとりまく医療・保健・教育分野などの多くの関係機関の連携による相談体制や支援体制を充実していきます。

さらに、今後も施設入所者や入院中の人等の地域生活への移行が進められていくことから、生活の拠点となるグループホーム等の居住の場の整備や移行前後の支援の充実に努めます。

【基本目標3】 自分らしく学び、働き、社会に参加できるまちづくり (療育・教育／就労支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動)

障がいの有無にかかわらず、子どもの健やかな成長には適切な療育・保育・教育を受けることが必要不可欠です。そのため、障がいがあっても、子どもとその親が安心できるよう、一人ひとりの特性やニーズに応じた質の高い療育・保育・教育を提供できる体制を整えていきます。

また、障がいのある人が地域での自立生活を営む中で、就労によって経済的に自立することや、スポーツ・文化芸術活動をはじめとする様々な社会活動に参加して、生きがいを見出すことの意義は極めて大きいものです。そのため、障がいのある人が、本人のもてる能力や可能性を最大限に活用して、地域の中でその人らしい社会生活を営むことができるよう、就労支援や社会参加のための環境整備を図っていきます。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
障がいのある人もない人も誰もがその個性を尊重し、認め合う共生社会の実現	<p>【基本目標1】 お互いに尊重し合い、 安心・安全な暮らしが できるまちづくり</p>	(1)障がいのある人とない人の相互理解の促進
		(2)担い手となる町民による支援活動・協働活動の促進
		(3)差別解消・権利擁護及び虐待防止の推進
		(4)安全・安心の確保
	<p>【基本目標2】 住み慣れた地域で、 心豊かで快適に生活できる まちづくり</p>	(1)保健・医療体制の充実
		(2)障がいのある人の自立した生活を支えるサービスの充実
		(3)相談支援・情報提供体制の充実
		(4)入所者・入院者の地域生活への移行の推進
	<p>【基本目標3】 自分らしく学び、働き、 社会に参加できる まちづくり</p>	(1)療育・保育・教育における支援の充実
		(2)雇用・就労及び経済的自立への支援の充実
		(3)社会参加への支援の充実

主要施策

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ① 障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進 | ② 障害者週間などを活用した理解の促進 |
| ③ 「ふれあい福祉大会」等の開催 | ④ 福祉教育の推進 |
| ⑤ 民生委員児童委員による見守り活動 | |

- | | |
|-------------|---------------|
| ① ボランティアの育成 | ② ボランティア活動の支援 |
|-------------|---------------|

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 障害者差別解消法に基づく事業の推進 | ② 権利擁護事業、虐待防止対策の推進 |
|---------------------|--------------------|

- | | |
|------------------------------------|---------------------------|
| ① 誰にでも届く気象警報及び災害情報等の徹底 | |
| ② 自主防災組織・自主防災計画における障がいのある人への対応の明確化 | |
| ③ 障がいのある人に対応した防災訓練の実施 | ④ コミュニティバスの運行 |
| ⑤ 交通機関のバリアフリー化の推進 | ⑥ 障がいのある人の楽しめる公園や散策の環境づくり |

- | | |
|------------------|------------|
| ① 健康づくり推進 | ② 健康教育・相談 |
| ③ 特定健康診査・健康診査 | ④ 障害者医療費助成 |
| ⑤ 障がいのある人の歯科二次診療 | |

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① サービス事業者の確保 | ② サービス事業者の育成と研修 |
| ③ 広域連携事業への参加 | ④ 広域での各種通所施設の確保 |
| ⑤ ショートステイ(日中一時)施設の確保 | ⑥ 通所施設への移動手段の確保 |
| ⑦ 在宅重度障害者タクシー利用料助成 | ⑧ 障害者施設通所交通費補助 |
| ⑨ 住宅改良・補装具関連の相談・給付 | ⑩ 障害児者等日常生活用具給付 |
| ⑪ 身体障害者用自動車改造費助成 | ⑫ 手話通訳者の派遣及び設置 |
| ⑬ ガイドヘルパー派遣事業 | ⑭ ケアマネジメント体制の充実 |
| ⑮ 自立生活に関わる助言 | ⑯ 介護者のつどいの開催 |
| ⑰ 各種手当の周知 | ⑱ 障がい者手当・助成金のあり方の見直し |

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 総合相談体制の充実 | ② 乳幼児期における相談体制の充実 |
| ③ 学童期における相談体制の充実 | ④ 多様な形での広報推進事業 |

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ① 広域での入所施設確保 | ② 障がいのある人が快適に住める住居の確保 |
| ③ 重度身体障害者住宅設備改良助成 | |

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ① 乳幼児健診 | ② 育児教室等の充実 |
| ③ 障害児療育施設の確保 | ④ 幼稚園・保育所における障がい児の受入れの推進 |
| ⑤ 幼稚園・保育園・学校巡回相談の実施 | ⑥ 町立学校での個々に応じた指導 |
| ⑦ 夏休み・放課後活動の支援 | ⑧ 通学の支援 |
| ⑨ 特別支援学校に通う子どもの地元での交流の促進 | ⑩ 学校施設設備の整備 |
| ⑪ 学校や地域での子どもと保護者への支援 | |

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| ① 障がいのある人を雇用する企業への安全・快適な職場環境づくりの働きかけ | |
| ② 就労後の定着促進 | ③ 社会適応訓練等の促進 |
| ④ 県就労支援センター等との連携 | ⑤ ともしびショップ等の設置 |
| ⑥ 障害者優先調達推進法の推進 | |

- | | |
|---------------------|----------------|
| ① 障がいのある人のスポーツの推進 | ② 文化活動・生涯学習の促進 |
| ③ ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣 | ④ 通訳人材の育成と確保 |

第4章 施策の展開

波線部分:第2次計画からの変更部分

【基本目標1】 お互いに尊重し合い、安心・安全な暮らしができるまちづくり
(啓発／福祉教育・福祉活動／差別解消・虐待防止／防災・防犯／生活環境)

(1) 障がいのある人とない人の相互理解の促進

本町が目指す共生社会の実現には、町民全体で障がいについての理解を深め、障がいを身近に感じる事が重要で、障がいのある人と障がいのない人が相互に尊重し合える関係が自然と構築されることが理想です。誰もが自然に障がい特性に応じた適切な支援を行うことができるためには、障がいに関する知識を習得したり、相手の立場に立って物事を考えたりすることが大切となります。

そのために、様々な媒体による広報はもちろんのこと、学校における福祉教育を通じて、子どもの頃から障がいについての知識を身につけたり、実際に障がいのある人と交流する機会を持つたりしながら、障がいに対する理解を深めていく取り組みを推進していきます。

① 障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進 (福祉保険課)

様々な障がいへの理解と認識を深めるために、二宮町社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報にのみや、町のホームページやSNSなど多様な媒体で広報・啓発を図ります。【継続】

② 障害者週間などを活用した理解の促進 (福祉保険課)

「障害者週間(12月3日～9日)」などの障がい福祉に関する啓発機会において、障がいのある人たちの社会参加を促進し、障がいに関する理解と認識を深め、ともに生きる地域社会を目指します。【継続】

③ 「ふれあい福祉大会」等の開催 (福祉保険課)

広く福祉と触れ合える機会として、ふれあい福祉大会等を開催し、障がいのある人もない人も楽しめる交流機会をつくります。

また、広報や地域への働きかけなど、より多くの住民の参加促進を図ります。【継続】

④ 福祉教育の推進 (教育総務課)

福祉体験学習や講演会など、福祉教育の更なる充実を図ります。【継続】

⑤ 民生委員児童委員による見守り活動 (福祉保険課)

民生委員児童委員をはじめとし、地域住民の協力のもと、要支援者や要配慮者に対する見守り活動を行い、支えあう地域づくりに取り組みます。【継続】

(2) 担い手となる町民による支援活動・協働活動の促進

障がいのある人が地域で安定した生活を継続していくためには、周囲の人の手助けが必要となるケースもあります。手助けを必要としている障がいのある人を支援するためには、ボランティアの存在が非常に大きなものとなります。

今後も、社会福祉協議会をはじめ、ボランティア団体、地域住民・組織が町や障がい者団体との連携を強化し、障がいのある人を対象としたボランティア活動の活性化と人材の育成の充実を図り、障がいのある人を支援する活動の充実に取り組みます。

① ボランティアの育成

(福祉保険課)

二宮町社会福祉協議会のボランティアセンターを主軸にして、障がいのある人や高齢者、子育て支援のボランティア育成や情報提供を図ることで、ボランティアのネットワークの拡大を図ります。

【継続】

② ボランティア活動の支援

(福祉保険課 / 地域政策課)

地域福祉を支える住民のボランティア活動は必要不可欠であり、団体の長期的・継続的な活動につながるために、活動開始の際の支援と団体の自立のための財政的支援を行います。【継続】

(3) 差別解消・権利擁護及び虐待防止の推進

共生社会を実現していくためには、障がいの種別や状態に関わらず、すべての人の権利や尊厳が守られる必要があります。障がいのある人の自己決定が尊重されることはもちろんのこと、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができることが重要です。

そのため、障害者差別解消法や障害者虐待防止法などを踏まえ、国の方針に沿った具体的な取り組みを行い、地域、学校、社会等あらゆる場において、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重できるよう、障がいを理由とする差別解消・権利擁護及び虐待防止の推進を図ります。

① 障害者差別解消法に基づく事業の推進

(福祉保険課)

障がいを理由に、不当な差別的取り扱いがされないことがないよう、関係各課や関係機関等と連携を図りながら、施策・事業の推進に努めます。

また、改正障害者差別解消法が令和6年4月に施行され、民間事業者に対しても合理的配慮が法的義務となったことから、町民のみならず、民間事業者に対しても改正法の周知に努めます。【継続】

② 権利擁護事業、虐待防止対策の推進

(福祉保険課)

障がいのある人がひとりの人間として尊厳を保持し、地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携して、権利擁護や虐待防止に取り組みます。

また、成年後見制度及び利用支援制度の周知や利用促進を図ります。【継続】

(4) 安全・安心の確保

障がいのある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災対策を充実させることが重要です。特に、近年は地震や豪雨などの自然災害が多く発生していることから、緊急時における柔軟な対応が求められています。障がいのある人の避難や避難所生活は、障がいの特性に応じた多様な支援が必要とされ、その実現のためには避難行動要支援者名簿を活用するとともに、地域住民においても障がいのある人やその特性について理解するなどの協力を働きかけます。

また、障がいのある人が外出の際などに安全に移動できる生活環境の整備も求められており、施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めていく必要があります。

① 誰にでも届く気象警報及び災害情報等の徹底 (防災安全課)

障がいのある人及び家族に対して、町からのメール配信やX（旧 ツイッター）など、障がいの状況に応じた情報伝達手段の確保及び積極的な周知を、引き続き実施していきます。【継続】

② 自主防災組織・自主防災計画における障がいのある人への対応の明確化 (防災安全課)

個人情報に配慮しながら、自主防災組織・自主防災計画における障がいのある人への対策を明確化し、具体的な連絡体制を整備します。

また、自主防災組織としての計画だけでなく、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を策定していきます。【拡充】

③ 障がいのある人に対応した防災訓練の実施 (防災安全課)

防災訓練に、障がいのある人への対応を組み込むとともに、避難行動要支援者名簿を基に、地域で生活する障がいのある人やグループホームの利用者も避難訓練に参加できるよう支援します。

【継続】

④ コミュニティバスの運行 (都市整備課)

町内の交通不便地域を循環するコミュニティバスの運行により、障がいのある人の移動を支えるとともに、利用促進を行うことで、多くの方が利用できるよう努めます。【継続】

⑤ 交通機関のバリアフリー化の推進 (都市整備課)

引き続きJR二宮駅及び駅周辺のバリアフリー化の推進及び維持管理を行います。【継続】

⑥ 障がいのある人の楽しめる公園や散策の環境づくり (都市整備課)

吾妻山公園の一部バリアフリー化など、自然に親しめる環境の整備及び維持管理を行います。【継続】

【基本目標2】 住み慣れた地域で、心豊かで快適に生活できるまちづくり
(保健・医療／生活支援・福祉サービス／相談・情報提供／地域生活移行)

(1) 保健・医療体制の充実

障がいのある人が地域で安心した生活を継続するためには、障がいの状態の悪化を防ぎ、持っている能力の維持・向上が図れる保健・医療体制の充実が必要です。障がいには、生まれた時に発見されるものもあれば、成長してから発見されるもの、また、疾病や事故等の後遺症として残るものもあり、障がいが発見されるタイミングは様々ですが、いずれの場合も障がいやその原因となり得る疾病をできるだけ早い段階で見つけ、適切な治療等につなげることが重要とされています。

そのために、障がいの重症化の軽減、早期発見・治療のための保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

① 健康づくり推進 (子育て・健康課)

健康づくり普及委員や食生活改善推進員と連携し、健康ウォークや料理教室など、未病センターを拠点に、地域に根ざした健康づくりに取り組めます。【継続】

② 健康教育・相談 (子育て・健康課)

生活習慣の改善のために自主的な取り組みができるよう、保健師や管理栄養士、歯科衛生士の専門職の指導による生活習慣や食生活を見直す教室及び運動教室や健康相談を開催します。

また、他機関と連携を図りながら身近な健康教育の場を増やし、住民の健康に対する意識がさらに高まるよう工夫しながら参加促進を図ります。【継続】

③ 特定健康診査・健康診査 (子育て・健康課)

特定健康診査は40～74歳、健康診査は75歳以上を対象に実施し、受診率の向上に努め、疾病の早期発見を図ります。【継続】

④ 障害者医療費助成 (福祉保険課)

障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、医療費の助成等を行います。【継続】

⑤ 障がいのある人の歯科二次診療 (福祉保険課)

障がいのある人の歯科診療に対応している二次医療センターとして、1市2町合同の取組である「障がい者歯科診療所」があります。町として、引き続き運営補助を行うとともに、周知啓発を行います。【継続】

(2) 障がいのある人の自立した生活を支えるサービスの充実

障がいのある人が障がいの程度や状態に関わらず、住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくためには、地域生活を支える質の高い障害福祉サービスを提供できる体制を整えておく必要があります。障害者総合支援法及び児童福祉法では、障がいのある人の選択の幅を広げるため、多様なサービス提供の主体が参入することが期待されており、単にサービス供給量が増えるだけでなく、質の高いサービスが利用者のニーズに応じて組み合わせて提供されることが重要です。

そのため、一人ひとりのニーズに応じた障害福祉サービスが提供できるよう、障害福祉サービスの充実や人員確保に向けて取り組みます。

① サービス事業者の確保 (福祉保険課)

在宅サービスに係る供給量が充足するよう、関係機関と連携して民間事業者や人材の確保に努めます。【継続】

② サービス事業者の育成と研修 (福祉保険課)

障がい者サービスの更なる質の向上を図るため、県が主催する研修会や講座等を案内し、積極的な参加を働きかけます。

また、二宮町大磯町自立支援協会議会にて両町に所在する事業所の顔の見える関係づくりを構築しつつ、研修会等を開催し資質の向上に努めます。【継続】

③ 広域連携事業への参加 (福祉保険課)

湘南西部障害保健福祉圏域において、引き続き周辺地域と連携を図り、障がい福祉サービスの地域格差の解消に努めます。【継続】

④ 広域での各種通所施設の確保 (福祉保険課)

障がいの状況に応じて適切な選択ができるよう、広域での連携を図り、様々な通所施設の確保に努めます。

また、本町の利用者のニーズに対応できるよう、引き続き事業所の町内への誘致に努めます。【継続】

⑤ ショートステイ（日中一時）施設の確保

（福祉保険課）

障がいのある人と家族の安心を支え、家族の負担を軽減するショートステイ機能（日中一時）については、障がい児や重度障がい者に対応できる施設を、障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業として湘南西部圏域3市3町で確保しており、引き続き、周辺自治体との連携を強化していきます。【継続】

⑥ 通所施設への移動手段の確保

（福祉保険課）

障がいのある人及び家族の移動、送迎の負担を軽減するため、タクシー利用助成券の交付や移動支援事業のトライアル利用など、柔軟な対応を図ります。

また、自力通所困難者には、送迎付きの施設へのつなぎなど、きめ細かな支援を実施します。【継続】

⑦ 在宅重度障害者タクシー利用料助成

（福祉保険課）

在宅障がい者を対象にタクシー利用助成券を支給し、社会参加を促します。

また、利用者のニーズを的確に把握し、より有効活用される支給方法等を検討します。【継続】

⑧ 障害者施設通所交通費補助

（福祉保険課）

障害者総合支援法に規定する通所施設に通所する方に交通費の助成を行います。【継続】

⑨ 住宅改良・補装具関連の相談・給付

（福祉保険課）

関係機関等と連携を図りながら、障害者総合支援法に基づき、一人ひとりの障がいの状況にあわせた住宅改良・補装具関連の相談、給付を行います。【継続】

⑩ 障害児者等日常生活用具給付

（福祉保険課）

障害者総合支援法に基づき、在宅重度障がい者及び難病患者の日常生活を利便性向上と介護者の負担の軽減を図るために、障がいの状況に応じた日常生活用具の給付を行います。【継続】

⑪ 身体障害者用自動車改造費助成

（福祉保険課）

身体障がい者の社会参加を促進するため、自動車の改造費用の一部を助成します。【継続】

⑫ 手話通訳者の派遣及び設置 (福祉保険課)

手話通訳者を派遣し、聴覚障がいのある人の社会参加を支えます。
また、手話通訳者を配置し、様々な相談に対応するとともに、今後一層の充実を図ります。【継続】

⑬ ガイドヘルパー派遣事業 (福祉保険課)

ガイドヘルパーを派遣し、視覚障がいのある人の社会参加を支えます。【継続】

⑭ ケアマネジメント体制の充実 (福祉保険課)

委託相談支援事業所やサービス等利用計画作成事業所と連携し、一人ひとりの障がいの状況やライフステージに沿ったケアマネジメント体制の整備を図ります。【継続】

⑮ 自立生活に関わる助言 (福祉保険課)

将来に向けた自立生活の可能性を広げていくため、民間事業者との連携により、専門的な助言、支援を継続して行います。【継続】

⑯ 介護者のつどいの開催 (高齢介護課)

これまで進めてきた「介護者のつどい」等を継続的に開催し、介護者の休養、健康管理を促進します。【継続】

⑰ 各種手当の周知 (福祉保険課 / 子育て・健康課)

国の手当である特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当について、周知及び案内を継続的に行います。【継続】

⑱ 障がい者手当・助成金のあり方の見直し (福祉保険課)

社会経済状況の変化を考慮しながら、町独自の障がい者手当等のあり方を検討します。【継続】

(3) 相談支援・情報提供体制の充実

障がいのある人が地域で安心して自立した生活をしていくためには、ライフステージに応じて身近な場所で、日々の生活の中で抱えている課題にきめ細かく対応し、適切に公的サービスや専門機関などに結び付けていく相談体制が整っていることが必要です。

また、障がいのある人に関する様々な施策の情報を適切に提供できるよう、障がい特性に配慮した情報提供や窓口対応における相談者に合わせたコミュニケーション方法の充実に取り組みます。

① 総合相談体制の充実

(福祉保険課)

障がい福祉に関する相談をはじめ、8050 問題やひきこもり等、障がい福祉の分野を超えた相談にも対応するため、関係各課の連携に加え、基幹相談支援事業所と連携し、専門的な立場からの相談を行っていきます。【継続】

② 乳幼児期における相談体制の充実

(子育て・健康課)

子育てサロンや保健センターでの子どもの発達に関する相談について、増加しているニーズに対応するため、更なる充実を図ります。

また、「二宮町子ども・子育て支援事業計画」との連携を図りながら、身近な地域で総合的かつ専門的な相談支援ができる体制づくりを構築していきます。【継続】

③ 学童期における相談体制の充実

(教育総務課)

子どもや保護者の抱えている悩みを、関係機関と連携を図りながら、教職員、スクールカウンセラー等が受けとめ、支援します。【継続】

④ 多様な形での広報推進事業

(福祉保険課)

声の広報や点字・拡大文字など、障がいに応じた情報アクセシビリティを推進します。【継続】

(4) 入所者・入院者の地域生活への移行の推進

自立支援の一環として、地域での自立した生活が可能だと判断される施設入所者・入院者を対象に、地域生活への移行が進められています。障がいのある人の高齢化や重度化、核家族化が進む中、親亡き後も安心・安全に生活していくには、障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができる体制の整備が必要です。

そのため、地域生活を希望する障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、生活の場の確保に向けた支援のほか、必要な障害福祉サービスが十分に提供される体制の整備などに取り組みます。

① 広域での入所施設確保

(福祉保険課)

周辺自治体のみならず、委託相談支援事業所における各事業所とも連携を図りながら、対象者の障がい特性に応じた入所施設やグループホーム等、一人ひとりの障がいの状況に対応できるよう施設の確保に努めます。【継続】

② 障がいのある人が快適に住める住居の確保

(福祉保険課)

住み慣れた地域の中で生活できるよう、グループホーム等の快適な住居の確保に努めます。

また、グループホームの設置にあたっては、費用の一部を助成するとともに、グループホームの運営については、適切な運営が行われるよう実態の把握に努めます。【継続】

③ 重度身体障害者住宅設備改良助成

(福祉保険課)

自宅での生活が快適なものとなるよう、風呂、トイレ等の住宅設備の改良費用の一部を助成します。【継続】

【基本目標3】 自分らしく学び、働き、社会に参加できるまちづくり
(療育・教育／就労支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動)

(1) 療育・保育・教育における支援の充実

障がいの有無に関わらず、地域において子どもたちがのびのびと成長するためには、それぞれの個性を尊重した環境づくりを行うことが大切であり、また、障がいや発達に遅れがある子どもに対しては特性を踏まえた療育が必要となります。子どもの障がいには、発達障がい、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい等がありますが、可能な限り早い段階から継続的な支援を開始できるように、障がいの早期発見・早期療育が求められています。近年の障がいの重複化や多様化の状況も踏まえながら、障がいの種類や程度に応じて、乳幼児期から一貫した教育や療育を行うとともに、障がいのある子どもやその保護者に対する相談支援ができる体制が整備・維持できるように取り組みます。

① 乳幼児健診 (子育て・健康課)

子どもの成長や発達、育児状況を把握し、きめ細やかな子育て支援につながるよう、未受診者が生じさせない体制を維持し、乳幼児健診の受診率の更なる向上をめざします。【継続】

② 育児教室等の充実 (子育て・健康課)

発達に心配があり、発達支援が必要な子どもに対し、親子支援教室、発達支援教室を中心に支援を行うことで、早期療育体制の充実を図ります。【継続】

③ 障害児療育施設の確保 (福祉保険課)

早期療育体制の充実を図り、障がい児とその家庭を支えます。ニーズが増加している町内への療育施設の誘致を継続検討するとともに、既存の施設通所の調整を図ります。【継続】

④ 幼稚園・保育所における障がい児の受入れの推進 (子育て・健康課)

障がい児保育は、障がい児にとって集団生活や生活習慣などの面で大きな効果が期待されることから、幼稚園・保育所などでの受入れを推進します。

また、医療的ケアを必要とする児童が入園した場合には、対応できるよう医療的ケア看護職員の確保に努めます。【継続】

⑤ 幼稚園・保育園・学校巡回相談の実施 (子育て・健康課)

臨床心理士等による専門的な相談支援を行い、各施設に出向き、直接子どもたちの様子をみることにより、施設の職員や保護者に対して支援を行います。【継続】

⑥ 町立学校での個々に応じた指導 (教育総務課)

就学前相談等を通じて、子ども一人ひとりに応じた指導について保護者とともに検討します。学校においては、支援教育補助員を配置し、個々の教育的ニーズに応じた支援の実施に努めます。

また、医療的ケアを必要とする児童・生徒が入学した場合には、医療的ケア看護職員の確保に努めます。【継続】

⑦ 夏休み・放課後活動の支援 (福祉保険課)

「放課後等デイサービス」における余暇支援活動に、引き続き取り組みます。【継続】

⑧ 通学の支援 (福祉保険課／教育総務課)

子どもや保護者の負担を軽減するため、特別支援学校の協力により、バスによる通学を継続します。【継続】

⑨ 特別支援学校に通う子どもの地元での交流の促進 (福祉保険課)

「放課後等デイサービス」にて個々の特性に適した支援を実施しつつ、引き続き他校との交流を図っていきます。【継続】

⑩ 学校施設設備の整備 (教育総務課)

子どもたちの状況に応じた施設設備の整備に努めます。【継続】

⑪ 学校や地域での子どもと保護者への支援 (福祉保険課)

地域の民生委員・児童委員、保健師等の関係機関との連携を強化し、個々の悩みや問題を早期発見、早期対応を図る支援体制の充実を図ります。【継続】

(2) 雇用・就労及び経済的自立への支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を営むうえで、収入を得る・働くということは、社会の一員としての自覚をもつことにもつながることから、きわめて重要なものとなります。障がいのある人が充実感を得ながら就労をするためには、障がいの状態に合わせ、就労形態や就労条件など、安心して就労できる環境の整備が必要です。障がいの特性に応じた職業能力の向上や就労対策を行うとともに、県やハローワーク等と連携して就労の場の確保に向けた支援体制の充実を図ります。

① 障がいのある人を雇用する企業への安全・快適な職場環境づくりの働きかけ (産業振興課)

商工会との連携のもと、県や関係機関からのチラシ等を配架し、一般企業に対して積極的な障がい者雇用を呼びかけるとともに、障がいのある人の特性等に対する理解促進、職場環境のバリアフリー化、健康管理への配慮等を働きかけます。【継続】

② 就労後の定着促進 (福祉保険課)

一般企業で就労している障がいのある人に相談や助言を行い、定着を図ります。
また、障がい福祉サービスにおける就労定着支援の積極的な活用を努めます。【継続】

③ 社会適応訓練等の促進 (福祉保険課)

就労支援事業所と連携を図りながら、多様な就労の選択肢を確保していきます。【継続】

④ 県就労支援センター等との連携 (福祉保険課)

神奈川県就労支援センター等の関係機関との連携を強化し、就労機会の拡充に努めます。【継続】

⑤ ともしびショップ等の設置 (福祉保険課)

身近な地域の中にあるともしびショップの運営について、積極的に支援を行います。【継続】

⑥ 障害者優先調達推進法の推進 (福祉保険課)

障がいのある人の経済面での自立を進めるため、物品等調達に関する方針に基づき、町は障害者就労施設等の提供する物品やサービスの優先購入（調達）を推進します。【継続】

(3) 社会参加への支援の充実

障がいのある人が社会参加を通じて多くの経験をする事は、本人がその時間を楽しんだり、体験したことへの興味・関心を高めるだけでなく、地域や社会における障がいの理解促進にもつながります。また、社会参加は生活範囲が狭くなりがちな障がいのある人が新しいことにチャレンジするきっかけとなったり、普段交流のない人と交流する機会となることから、障がいのある人が障がいのない人と同じように社会の一員として多くの人とともに生きていることを実感することにもつながります。

そのため、町や県が主催するあらゆる活動において障がいがあっても参加できることを広く周知するとともに、参加する際に必要な支援を行う人材の育成・確保に努めます。

① 障がいのある人のスポーツの推進

(福祉保険課 / 生涯学習課)

県スポーツ大会やボッチャなどのパラスポーツへの参加を推進します。

また、町体育施設等においても障がいに配慮した取り組みを行いつつ、積極的に参加できるように施設の利用料の減免を行います。【継続】

② 文化活動・生涯学習の促進

(福祉保険課 / 生涯学習課)

障がいのある方の文化活動、生涯学習活動、趣味のサークル活動等の振興を図ります。【継続】

③ ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣

(福祉保険課)

必要に応じて、公的団体が主催する文化活動や県スポーツ大会などにガイドヘルパーや手話通訳者の派遣等を行います。【継続】

④ 通訳人材の育成と確保

(福祉保険課)

各種講習会を定期的開催することで、手話通訳、要約筆記、録音、点字等に対応した人材の育成、確保に努めます。【継続】

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進

本計画を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域でお互いの個性を認め合い、尊重し、安全かつ安心して生活できる共生社会を実現していくためには、二宮町保険福祉課はもとより、庁内の関係各課による十分な対応が必要です。

また、町民をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体、二宮町社会福祉協議会、民生委員児童委員などの多くの地域関係団体・機関の参加と行動が必要不可欠なため、それらの関係団体・機関と相互に連携を強化していくとともに、町民の障がい福祉に対する意識の高揚を図り、計画の推進に努めます。

そのためには、計画に対する理解を得ることが重要であり、本計画の実現に向けて、町及び二宮町社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどに掲載するなど、様々な方法で周知・啓発を行い、地域福祉の取り組み推進に向けた意識の醸成を図ります。

さらに、障がい者福祉施策に関する法や制度の見直しなど、国や県レベルの課題については、圏域内の市町との連携のもと、積極的に提言や要望を行っていくとともに、障がい福祉に関する予算の確保については、機会を捉えて、国や県に引き続き要望していきます。

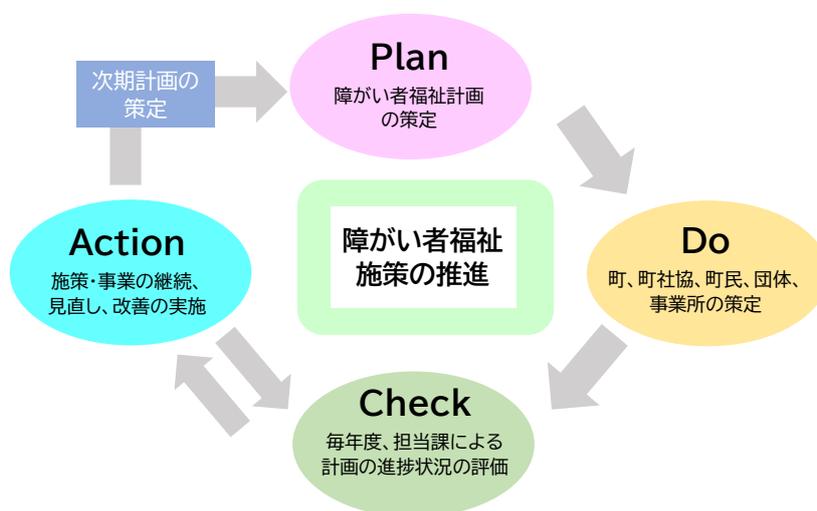
2. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）】の理念を活用し、計画の着実な推進を図るとともに、評価と改善を十分にを行い、実効性を高めていきます。

本計画に記載した各施策・取り組みについて、毎年度、担当課で進捗状況について評価し、関係各課と連絡・調整を図りながら、課題については次年度以降の施策・取り組み内容の改善につなげます。

なお、必要に応じて計画期間の途中であっても社会情勢の変化等に応じて計画の見直しを行います。見直した内容については、町ホームページ等を通して町民に広く周知します。

<PDCAサイクルに基づく計画の推進>



第7章 資料編

1. 二宮町障がい者福祉計画策定検討会 設置要綱
2. 二宮町障がい者福祉計画策定検討会 委員名簿

第3次 二宮町 障がい者福祉計画

令和7年3月
二宮町 福祉保険課

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961 番地
電話: 0463-75-9289 FAX: 0463-73-0134